

小右記訓読稿 第四編 (一)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 久保 泰子

大森 良江

凡 例

- 一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

に異論がない限り、その推定に従った。「新書」校録す」は漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下の

ようにほぼ仮名書きに改めた。

四 惟〓これ 是〓これ 之〓これ 其〓それ 厥〓その 夫〓そ

の 抑〓そもそも 弥〓いよいよ 各〓おのおの 交〓こもご

も 傾之〓しばらくして 小選〓しばらくして 少選〓しばら

くして 少時〓しばらくして 小時〓しばらくして 良久〓や

や久しく 且〓しばらく 暫〓しばらく 忽〓にはかに 尚〓

なほ 猶〓なほ 太〓はなはだ 一向〓いつかう 聊〓いささ

か 白地〓あからさまに 奉為〓おほんため 許〓ばかり 嗟

呼〓ああ 宛〓あたかも

一 小見出しは、「」を付して示した。

一 割り注は、へを付して示した。

一 人名の傍注は、（ ）を付して示した。

一 年月等を補う時は、（ へ ）を付して示した。

一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所

収本に従い、□もしくは□：□（二字以上）のような形で示し

た。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に

一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監

修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合

は、その出典を明記しなかった。

寛弘八年

正月

一日、乙亥。四方拜例の如しへ天晴れ、星宿分明。未の剋ばかり参内す。申の時小朝拜へ左右内三丞相（藤原道長・同頭光・同公季）・大中納言・参議六人皆参る。三位中将（藤原）教通等なり。

「職事諸司奏を進み仰するの事」

諸卿陣に復し、昏に臨むの比、頭弁（源道方）左大臣（藤原道長）に仰せて云ふ、「諸司奏内侍所に付すべし」といへり。これより先南殿に出御。しばらく陣を引く。警蹕の声有るは、御座定まるの間か。右大臣へ頭（頭光）へ已下外弁に出で、乗燭の後、幾ならずして門を開く。両丞相起座の次いで毎に座を動かす。節

会の作法恒の如し。但し内膳御膳を供す。次いで諸卿の前に粉熟を居ゑ、訖りて御箸を下す。後左大臣内弁を右大臣に委ねて退出す。左丞相頗る惱気有り。

「国栖参らざるに依りて奏無きの事」

次々の事例を存つも、国栖の奏無きは、参上せざるに依るなり。近年この如し。これ大和守（源）頼親の時調せられて、已に参上せずと云々。いまだ還御せざるの前に、諸卿多く以つて退出す。

左大臣、内大臣、大納言（藤原）道綱・（藤原）公任、中納言（藤原）行成・（藤原）時光、参議（藤原）有国・（藤原）懐平・（藤原）兼隆等なり。宣命の拜の間、主上（一条天皇）本殿に還御す。余座に復さず退出す。子の剋か。

四日、戊寅。藤納言（隆家）示送して云ふ、「去る夜左府卿相を引率し、后宫（藤原彰子）に於いて和歌を読み、纏頭の事有りと云々。

「叙位の勘文一の上に覧するの外近代小勘文を奏するの事」

五日、己卯。大外記（菅野）敦頼朝臣来り云ふ、「今日叙位議始め。小勘文の土代、昨日左府に覽せ、今日清書し持参す」とい

へり。密々これを見る。一昨日敦頼朝臣云ふ、「小勘文一通奏覧

の由、頭弁の示す所。件の事然らざる事なり、如何」といへり。

予答へて云ふ、数年の事慥（慥）には覚えぬ。但し一の上に見ず

るの外、別に亦奏覧の由、覚えざる所なり。そもそも近代の例に

依るべく、又相府の定めに随ふべきの由、相示し畢んぬ。仍つて

昨日相府に申すに、命じて云ふ、「進むる所の小勘文を以つて、

伝奏せしむる所にて、専ら別の奏無し」といへり。未の剋ばかり

召使来り、叙位議の由を告ぐるも、物忌に依り参るべからざる

由を答ふ。

七日、辛巳。未の終りの剋ばかり参内す。諸卿へ右大臣、内大臣、

中納言俊賢・（藤原）頼通・（藤原）忠輔、参議兼隆・（源）経

房・（藤原）実成、三位中將教通へ参入す。余未だ参らざるの前、

右大臣下名を給ふ為に兀子に着くも、一省遅参す。申の終りに

臨む。兵部丞（橘）俊孝笏を挿まんとするも、やや久しく笏を挿

む能はず。卿相頤を解く。左右の手を以つて僅かにこれを挿み、

此の間進退極めて便ならざるなり。舞曲の如く、最も咲ふべし。

大臣下名を給ひ了りて還り入る。内大臣已下外弁に出づ。御弓

奏内侍所に付せらる。兵部輔候はざるに依るなり。秉燭に及んで

列を引く。謝座謝酒の儀例の如く、列を叙す。

〔御齋会始めの事〕

八日、壬午。未の剋ばかり八省に参る。諸卿参入し、内大臣上首

と為り、申の剋鐘を打ち、諸卿東廊の座を起ち、大極殿に着く。

〔式部丞一人参入し、しばらく行を始むるの事〕

式部丞一人参入し、今一人遅参するも、日既に暮れんとす。仍つ

て具はずと雖も参らしむべきの由、かれこれ相定め仰せしむるな

り。即ち、式部・彈正参り了り、講読師腰輿に乗りて参入すへ講

師増祐。

〔夜に入るに依り舞各一曲を停むるの事〕

雅楽寮楽を挙げて前行し、其の後大唐・高麗舞各二曲。夜に入る

に依り、各一曲を停むべきの由へ式は各一曲の如し。而るを年来

各二曲有り。然るべからず、大臣召使を以つて仰せしむ。而る

を慥（慥）には仰せざるか。講読師退下の後行香恒の如しへ戊の

剋事了んぬ。今日参入の卿相、内大臣、大納言（藤原）齐信・

公任、中納言俊賢・隆家・行成・頼通・時光、参議懐平・（藤

原）正光・経房。

〔昇殿・侍中・雑色等を定めらるるの事〕

昇殿・侍中・雑色を定めらると云々。昇殿は（藤原）広業へ還昇。学士。伊与守。右衛門佐（藤原）輔公・玄蕃助源為善・源公隆。蔵人は橘義通へ元昇殿の者なり。藤原章信へ文章生。雑色。雑色は藤頼成。

「一条院より遷御の後吉日を以て賭弓を行はるべきの事」

九日、癸未。十八日の賭射の事、案内を頭弁に取る。一条院より遷御の後、未だ射場に臨御せず。彼の日は次日。十九日は没日なり。頭弁の返事に云ふ、「二十一日賭射有るべし」といへり。陰陽家勘申すと云々。

「御齋会の終りの日政始例有るの事」

十一日、乙酉。大外記敦頼朝臣云ふ、「政始十四日より二十日なり」と。今日左府に申すに、仰せて云ふ、「十四日は御齋会の終りの日、如何」といへり。例有るの由申し了んぬ。又仰せて云ふ、「除書若し日近くば、十四日に始むべし。但し明日案内を奏し、一定を仰ぐべし」といへり。

「節会の日親王宜陽殿に着くの事」

十三日、丁亥。昨日、侍從中納言へ行成（藤原）資平を以て、

問送の事等有り。節会の日親王宜陽殿に着くや否やの事、読奏日大臣の座北面か東面か等の事なり。右大臣と相論すと云々。疑問有るか。

「読奏日大臣宜陽殿の庇に北面の事」

今日詳に以て答報し訖んぬへ節会の日親王宜陽殿に着く、これ例の事なり。読奏の日大臣北面し、已次東西面す。唯太政大臣有るの時、太政大臣北面し、左大臣已下東西面すなり。梨・棗・未煎・薯蕷陣に給はる。明日の上達部の料なり。

「歩射の垣下並びに禄の事」

同日、今日歩射の真手結。垣下の五位・六位を遣す。また中少将の禄大樹五領を遣る。射手の官人の禄絹八疋。射手物節已下の禄布八十四端・米十五石へ先日これを給ふ。深更府生（酒井）正武手結を齎し来る。権中將（藤原）頼宗・権少将（源）雅通着き行ふ。

「節会の事」

十六日、庚寅。未の終りの剋参内す。諸卿参らず。暫くして左宰相中將（源経房）参入す。其の後兵部卿（忠輔）・左兵衛督（実

成)、次いで右衛門督(懐平)、次いで左衛門督(頼通)。既に黄昏に及んで、右大臣参入す。頭弁勅を奉じて内弁の事を仰す。相府仍つて雑事を催し仰す。予外弁に出で、左金吾已下相従ふ。召使を以つて式筥を取り下げしめ、外記を召し、中務・侍従・大舍人等の候不を問ふ。秉燭の間門を開き、大舍人唯を称し、少納言(源)守隆喚ぶ。余起座して立ち、次々相従ひて列を引く。小臣貫首と為り、謝座・謝酒等の儀恒の如し。造酒正代大監物(永道)輔範参上す。主上御物忌に依り出御せず。仍つて珠簾を垂る。

〔御物忌の時坊家奏北簾の南妻より奏するの事〕

二献の後雅楽音楽を奏しへ大唐・高麗各一曲。内弁の仰する所なり。夜に入るに依る、大臣西階の下に於いて、内教坊^の奏を執り参上しへ別当参らず。仍つて内弁奏す、簾下へ北簾南妻に進み、内侍に付し、座に復すへ其の道、更めて西階の上の小簀子敷に降り立ち、又更めて南庇より座に復す。須く南庇の上達部の後を経、座に復すべし。更めて簀子敷に降るべからざるか。次いで踏歌。月光朗明。妓女歩雲踏歌す。

〔出御せざる特内侍の伝奏遅々と有り、なほ御所に進みて文を奉るべきの事〕

宮人退入の後、諸卿右仗の南に退下し、拜舞、了りて参上す。大臣宣命・見参を執り参上し、簾辺に就き内侍に付す。大臣笏を執り、御障子に在り。御修法御加持の間、奏を申さざるか。時剋推移の後、内侍宣命・見参を大臣に返し給ふへ出御せざるの時、なほ御所に進みて奏すべきなり。今夜の事を見るに惣て便ならざるなり。大臣退下し、書杖を外記に給ひ、宣命・見参を笏に執り副へ参上して、座に復す。宣命を以つて左近中将源朝臣へ経房に給ひ、見参は右衛門督藤原朝臣に給ふ。次いで諸卿右仗の下に重行す。次いで宣命使版に就き、宣制・拜舞恒の如し。余祿所に向はず退出す。亥の終りか。

〔昨日戊の剋公成元服を加ふるの事〕

二十一日、乙未。早旦資平来りて云ふ、「昨戌の剋、内府の孫(藤原)公成^の元服を加ふ。傳大納言(藤原道綱)加冠。左中弁(藤原)朝経理髮。大納言齐信、中納言頼通・行成・時光・忠輔、参議正光・経房参詣す。雲上人数有り。又伶人を召し、絲竹の興有り。既に暁更に及んで、加冠・理髮す」と云々。

〔時光彈正尹と謂ふを以つて祿を給はらず退出の事〕

又加冠に馬^二正^一。卿相及び雲上の侍臣に祿と云々へ時光彈正尹

を以つて禄に預らず退出すと云々。

「加冠の外の人の引出物の事」

但し斉信卿に殊に劔を志す。又頼通卿に笙を与ふ。

「行成上臈たりと雖も、引出物宇治殿に奉るの事」

行成卿は頼通卿の上臈、而るを別して頼通卿に志を致す。思ふに時勢か。かつ加冠の外、惣て別して志有るべからざるものなり。

或云ふ、「新冠は中宮（藤原彰子）の御給申爵を給はる」と。内

府晚更隨身し大内に將る参り、即ち昇殿を聴さる。人々云ふ、

「隨身して將る参らるは如何。往古聞かず」と云々。

同日、今日賭射へ遷御の後、日次宜からず、今日に及ぶ。午の

剋、左將軍へ内大臣へ参るべからずと云々。右大臣、大納言斉信

・公任、中納言行成・頼通・時光、参議懐平・正光・経房参る。

中納言時光弓矢を隨身せず。仍つて御前に参らず、陣より退出す。

頭弁陣に出で右大臣に案内して云ふ、「矢取の近衛棚前棚西を

渡るにはなはだ露なるべし。若し矢棚前に渡らずば、しばらく東

の方に候すべきか」と。右府云ふ、「棚西の方に幔を立つ。其

の後に候するが宜しかるべきか」といへり。かれこれなり。頭弁

帰去し、即ち幔を立てしむ。右大臣陣座を起ち、暫く壁後を徘徊

す。此の間、右少將雅通朝臣来り、諸卿を召すに、下官先に座を

起ち、壁後に於いて弓箭を執る。次々相同じくす。また右大臣殿

上の方より来り、召有るの由を告ぐ。即ち弓箭を取り、大臣已下

南に渡り、射場の南並びに東等を経、射場の北壁の下の座に着く。

了りて余起座し、東の対の西を経、幔門より出でて、四府奏を

催す。しばらくして余弓を將曹（下毛野）助宣に給ひ、矢を以つ

て腰に挿み、先に左近の射手奏を取る。次いで左兵衛奏へ矢取奏

を加ふ。左兵衛奏・矢取奏等を以つて、左近奏の杖に挿む。次

いで右近奏、右兵衛並びに矢取奏等左に同じくす。四府奏を以つ

て、おのおの二杖へ一杖は左近・左兵衛、一杖は右近・右兵衛へ

に挿み、幔門より入り、御前を経、やや北進し、而して漸々南に

進み、正に御前に当りて膝行し、四府奏を奉る。主上取り給ひ、

置物御机、余居ながらやや退き、左に旋りて退出す。幔後に於

いて書杖を撤し弓を執り、座に復すへ矢なほ腰に指す。主上大

臣に目するに、大臣唯を称しへ前々唯を称すること無し、矢を

置き弓を執り御前に進みへ履を着けず、四府奏を給はる。右に

廻りて座に復す。大臣的付の左少將（源）朝任・右少將雅通朝臣

を問ふに、大臣誤りて（藤原）定頼を召し、満座奇と為す。定頼

唯を称し、後雅通朝臣を召すに、唯を称して参る。右の奏を以つ

て左少將に給ひ、左の奏を以つて右少將に給ひ、おのおの退出す。

但し定賴的付の座に着かんとするに、人々指示す。仍つて着かずして退出す。須く退出し硯を取り的付の座に着くべし。此の間秉燭に及ばんとす。予起座し、廊の西の戸へ殿上人祇候の所より入り、南殿の北を経、則ちこれ御前なり、陣頭に到り隨身並びに前駟等を召し具すに、左中弁朝経・左京大夫(源)長経相送る。其の後資平追ひ来る。彼を以つて又隨身を召さしむるに、暫くして参り來。秉燭退出す。

二十三日、丁酉。左府長き齋きに依り籠居せられ、除目に参るべからざるの由を奏せらると云々。気色を見せしむるに参入せらるべきか。除書穢れを過ぐすべきの定め有る故なりと云々。

二十八日、壬寅。昨日左府参内せられ、大略参るべからざるの由を申さると云々。然れども召さしむべきの指したる仰せ事有り。

仍つて只今罷り出で申すべし。若し遂に御障り有らば、次の大臣達に申すべしといへり。今朝御物忌。而るを外宿の公卿参らるべきなりといへり。

二十九日、癸卯。今日除目始めと云々。仍つて参内せんとするに、人々告送して云ふ、「宮中に穢有り。これ人頭御湯殿の所の殿の

板敷の下に置く」と。はなはだ驚奇。末の剋ばかり参内するに、勘解由長官(藤原有国)云ふ、「召仰せ無きに依り、衛政に従ふ為先に着く。□右衛門陣、左宰相中将先に着くも、中宮大夫

(斉信)着くべきの由を聞きて、暫く以つて相待つ」と。而るを故障と称して着かず。仍つて起座の間、召使申して云ふ、「只今除目の召仰せ有り。右府参内し、召仰せらる」と。仍つて遅々するか。諸卿召仰せの事を聞かずと云々。右大臣へ頭(顕光)へ

・内大臣へ公(公季)へ・両大納言へ斉信・公任へ・両納言へ隆家・忠輔へ・三参議へ有国・経房・実成へ等宜陽殿の座へ宜陽殿の座に擬するを以つて議所と為すに着く。饗饌有り。大臣横座へ北面へ、已次南北に対座すへ宮書等の籍簡西中門の北掖に立て、はなはだ遠し。上達部の座の南辺の壁に立つべきか。頭弁勅を含み膝突に進み、右大臣に仰せて云ふ、「宮中に穢有り、来月五日に及ぶ。春日祭使三日に立つべし。而るを内侍・近衛府使内に候し、穢れを為す。仍つて延引すべし。但し祈年祭は供奉の人少く、若し不穢の所司を以つて、祭らしむべきか。但し春日祭は穢に依り延引するも、祈年祭はこれを行ふこと如何、諸卿定め申せ」といへり。定め申して云ふ、「前例を勘へられて定め申すべきなり」といへり。即ち大外記敦頼朝臣に問はるに、件の祭の穢に依り延引の年々を勘申す。但し祈年祭は上卿の行ふ所、而る

を悉く触穢と為し参行すべからず。頭弁を以つて覆奏するに、仰せて云ふ、「春日祭は中申を用ふべく、釈尊は中丁を用ふべし。折年祭に至つては、吉日を勘申せしめて行ふべし。又大祓有るべきか」といへり。右大臣勅を承り敦頼朝臣に仰せて、日入るの程蔵人諸卿を召し、参上の儀例の如し。余視管を執り、第一の人の円座へ左府の座の前に置く。而るを内大臣云ふ、「右府の座の前に置くべきか」と。中宮大夫次の管を執るに、内大臣云ふ、「右府の座の前に置くべし」と。中宮大夫聞かず、左大臣の座の前に置く。次々此の如しへ皇太后宮大夫（公任）・藤中納言次々の管を執る。かれこれ座に復して云ふ、「なほ左大臣の座の前に置くがごとし。次の人仰せを奉ずるの後、管を引き下げ奉仕せらるべきなり。若し内府の案の如くば、第三の人奉仕せらる」といへり。管文を置く。可及御前次間内府の難然るべからずと云々。秉燭の後除目を始む。右大臣筆を執り、大臣下官に仰せて云ふ、「受領功過を定め申すべし」と。経通朝臣を召して文書を召さしむるに、やや久しく進らず。数度催し召すに、纔に只読和泉状へ修政を進り了んぬ。此の間大間を巻かれ、大臣仰せを伝へて云ふ、「明日諸卿早に参り定め申すべし」といへり。右大臣公卿給を下さんが為、左兵衛督へ実成を召すの詞、宣命使並びに御酒勅使等を召すの詞の如し。極めて奇く。卿相驚奇す。

東宮当年の御給の御申文二通、皆封を加ふと云々。更に前例無し。仍つて殿上に出で、案内を左兵衛督に問ふに、然る事なりと答ふと云々。件の文権左中弁（藤原）経通大夫（懐平）の手より受け取り挟み、頭弁の伝授する所なりといへり。驚きながら経通朝臣に問ふに、答へて云ふ、「二通ながら加封して授くる所なり。これを為すこと如何」と。余云ふ、「極めて便無き事なり。密々披見してとかくすべきか」と。即ちこれを披見するに、一通は外国の掾、今一通は当年の二合として、内舍人を申さるる文といへり。余答へて云ふ、「外国の掾は一人・目は一人なり。若し内舍人を請ひ申さるれば、只彼の一紙の内に掾又は内舍人と注して、内舍人を望むと雖も、其の注は二分の代りと注すべきなり」と。皇太后宮大夫へ公任相共に示す所なり。仍つて密々に改め直し、武衛に付さしめ了んぬ。大夫は骨肉なり。謗りの難有るに依り、命じ直す所なり。亥の一剋諸卿退下す。

二月一日、乙巳。申の終りばかり参内す。右大臣（藤原顕光）・中宮大夫（藤原齐信）議所に着くの間余参入し、次第に座に着く。幾ならざるの程蔵人諸卿を召し、諸卿参上す。両日に亘り伊賀の功課を定め申し了んぬ。三夜の定め一紙に書かしめ、一々披見す

るに、書き誤る事等有り。改め直さしめ、笏に取り副へ座を起ち、大臣の辺に就きこれを奉る。亥の剋外記・史・式部・民部を申す者の申文を下さる。余座を起ち大臣の下に進みて受け、笏に取り副へて座に復す。へ外記を申す申文は下されず。他の文を下さるの後又更めて下さる。仍つて両度進みて給はる。執筆の人申し加ふるの文有るか。更に頭弁（源道方）を召し取り遣る申文有り。即ち加へ下し給ふなり。例に依り、下藤より撰び上る。式部東入、兵部丞二人へ第一は橘行順、第二は源光清。余咎めて云ふ、「一省二人を撰び上るは如何」と。左兵衛督へ（藤原実成）云ふ、「二人闕くといへれば、五人ばかり撰び上るべきの定め有り。下し給ふ所の文数少なし。仍つて撰び上る所なり」といへり。中宮大夫へ斉信云ふ、「光清は文章生なり。仍つて撰び上る所なり」と。余答へて云ふ、「件の撰び上る申文の中、献策者・文章生等有り。若し他の司に件の二色の人無くば、状に随ひて撰び上るに何事か有らんや。而るを撰び上る申文の中献策者の人有り。文章生□と雖も何ぞ第二の者を薦挙せんや。理然るべからざるか。偏に只第一の者に依るべきか」と。即ち件の申文等を返し下し、次々の人々を定めしむ。余の咎むる所既に然るべしといへり。仍つて理に帰し光清の申文を抜かしめ、すなわち申文等を返上せしむ。又次第に見下して、挙冊を注せしむ。了りて余

これを執り内府（藤原公季）に奉り、内府右府に伝ふ。明日物忌に依り退出へ時に子の二剋。今日参入の卿相、右大臣、内大臣、大納言斉信、中納言（藤原）隆家・（藤原）行成・時光・（藤原）忠輔、参議（藤原）有国・（藤原）懐平・（源）経房・実成。二日、丙午。辰の始めばかり、聞書除目、（藤原）資平・大外記（菅野）敦頼等これを送る。即ち資平内より罷り出でて云ふ、「遅明、諸卿受領の挙策を上る」と。聞書除書に、常陸守藤原通経、後に書き送りに藤原信通と云ふ。又しばらくして云ふ、なほ通経のごときなりと云々。此の間縦横、甚だ以つて心鬱結。某これを説いて、執筆の人通経を誤りて信通と書く。仍つて清書を仰せられて上り、通経と改め書かると云々。最初の除書は大失錯なり。また初日右大臣御前に於いて、頭弁を以つて三省の奏候せざる由を問はしむるに、大外記敦頼申して云ふ、「京官の除目候する所なり」といへり。此の事諸人の知る所なり。四日、戊申。大外記敦頼朝臣云ふ、「左大史（小槻）奉親宿祢出家す。闕官を取るべきか、大間書き了んぬ。更めて書き入るるは如何。気色に従ふべきの由、先日処分を左相府に請ふに、左相府仰せて云ふ、「久しく公家に仕へ、既に其の勤め有り。今般に

至つて悦びながら闕を取るべからず。若し事の聞え有らば、慥かには承らざるの由を申すべし」といへり。仍つて闕官を入れず」と云々。問答して云ふ、左府但波奉親朝臣を以つて、奏任せらるべしと云々。而るを除目に左大史二人転任し了んぬ。二人は六位なり。例左大史一人は五位なり。右大史一人任ぜずば、左府の雅意に叶はず、定めて不快有らんか。件の事又直物に載すべからず。事の謬り無きに依る。又疑ふ所は、但波奉親朝臣は天下虚言の第一、大夫史（四）に加へらるといへり。縦横の事等官底に満ちて、讒言日を逐ふこと雲の如きか。歎息する者衆し。若し天聴に及ばば（四）、未だ奏任せざるの前に、転任を行はるるを知らし食さざるが如きか。また延暦以来、受領を歴るの者を以つて、補任の例無しといへり。但波奉親は史より爵に預り、豊後守に任ずる者なり。また云ふ、清書の上卿は中納言忠輔、参議有国・懐平。式部の方は有国書くなり。参議（源）頼定・右兵衛督（源）憲定復任すへ本自大間に書き入る（五）。而るを別紙に書く。須く黄紙に書くべし。また勅任と書くは、只勅と書くべきなり。違例の事極めて以つて多々。また大間甚だ狼藉、文字誤ると云々。

藤中納言へ隆家へ。勘解由長官へ有国へ同じく参る。大臣仁王会の事を定む。勘解執筆すへ檢校は左金吾（藤原）頼通卿・右衛門督懐平へ。陰陽寮今月晦日を勸申す。大臣云ふ、「季の御読経の事を定め申すべし」といへり。仁王会定めの後退出す。十二日、丙辰。今日より四箇日物忌。今日故院（円融天皇）の御国忌。仍つて諷誦を三箇寺へ清水・広隆寺・北野等へに修し、円融院に参入す。途中甚雨に逢ふ。内大臣・皇太后宮大夫・右衛門督・左兵衛督参入す。雲上の侍臣並びに旧臣等参入す。御堂の侍所に於いて饗饌有り。其の後鐘を打たしめ、堂前の座に着く。講説・論義恒の如し。皇太后宮（藤原遵子）の御諷誦有り。夕講の次いでに行ふべきの由、かれこれの儀堂に仰す。行香了りておのおの退出す。途中秉燭。五位の堂童子不足す。仍つて旧臣の四位二人へ（紀）正方・（藤原）師長へ奉仕す。五位も又旧臣へ（藤原）保昌・（藤原）有家。法師火蛇を執る。十五日、己未。左衛門督頼通卿春日に参る。雲上の侍臣・地下の四位五位六位悉く催しを以つて隨身に役し参入す。若し響心せずんば、深く忿怨を結ばんと云々。大和国司へ（藤原）輔尹へ天を仰ぎ膝を抱き、方に供給すること無しと云々。彼の国の僧侶、費

えを取りて愁歎す。雲上人及び有徳者、或は当任の吏或は旧吏等、おのおの随兵十・二十人を引率し、騎馬の者勝て計ふべからず、とかく無比。これ相府の定めに依ると云々。彼の共人皆布衣、弁官この中に在り。資平云ふ、度々気色有りと云々。然れども追従せしめず、事不快に触ると云々。弁官布衣追従の例、未だ聞かざるの事なりへ左中弁（藤原）朝経・権左中弁（藤原）経通・右中弁（藤原）重尹・右少弁資業等。左少弁（高階）積善一人は左府の長き齋きに候して、相従はざるか。或云ふ、「金吾先に左府へ枇杷殿に詣で、次いで母氏（倫子）の許へ小南に到る。光華を洛中の衆庶に見せしめんが為、数類を引きて東西に馳す（ママ）」と云々。万人以つて目すのみ。資平申し送りて云ふ、「昨今慎む所有り。而るを今日陪膳候せざるに依り、内の召し有らば、これを為すこと如何」といへり。参入すべきの由を答ふ。午の後来りて云ふ、「雲上の侍臣悉く金吾に従ひて春日に参る」と云々。仍つて資平参内せしむ。暗に入り、内より来りて云ふ、「両度陪膳奉仕するに、主上仰せられて云ふ、『殿上の男等皆春日に参るか』と云々。（藤原）説孝朝臣・左大弁（藤原）相尹朝臣へ左馬頭へ仮文を進り、其の外は春日に参るの由を奏す。仰せて云ふ、『明日又陪膳候せざるか』と。天気を見せしむるに、明日陪膳に奉仕すべきに似る」と云々。指したる障りなく、左金吾

の共に追従せざるの殿上人、両頭・資平のみ。蔵人二人へ（藤原）惟任・（源）頼国と云々彼の共に在り。
十九日、癸亥。今晝優れて吉なる夢想有り。忠仁公（藤原良房）の御物伝え得るの事なり。事多く注せざるのみ。又先年夢に忠仁公の御事を見ること、已に両度に及ぶ。また前年夢に貞信公（藤原忠平）累代の巡方の玉の御帯を給はるを見る。
二十八日、壬申。頭弁陣腋に於いて雑事を談ずる次いで云ふ、「頭中將（藤原公信）神祇祐直是盛の申す旨を以つて奏聞す。其の詞に云ふ、『齋宮殿上の間御燈有るべからず』といへり。仰せて云ふ、『聞かざるの事なり』と。勘文を進るべきの由、綸旨有り」といへり。余退出の後、延喜式へ一帙。第五卷齋宮を引見するに云ふ、「凡そ齋王將に大神宮に入らんとするの時、九月一日より三十日迄、京畿内・伊勢・近江等の国、燈を北辰及び挙哀に奉ることを得ず」と。今案するに、齋王伊勢に下るの年、九月御燈停止するのみ。
二十九日、癸酉。前都督（藤原高遠）の消息に云ふ、「経通朝臣今に封を用ひず」といへり。此の朝臣貴人の体を庶幾せず、凡人

に異ならざる者なり。偏に下人の事に就き、骨肉を忽諸にすること、然るべからざるか。一日史(船)守重を以つて、仁王会の闕請の事⁶⁶を云ひ遣るに、指したる返報無く、所望無きの両口の僧へ中宮・尚侍を補入す。又己宅の僧・右衛門督家の僧等を補ふ⁶⁷。已に十余人の闕請有り。なかんずく茲より兩人の辞書を送り、観音院の僧正(勝算)の消息に依り、一人を補ふべきの由を云ひ遣る。而るを請補無き⁶⁸は、極めて奇怪なり。經通朝臣は追従を以つて宗とする者なり。三位中將へ(藤原)教通の車の簾を褻ぐと云々。身左中弁と為り、已に重職を忝うす。而るを其の志布衣に異ならず、一家の風を伝ふべからざるに似る。才学有りと雖も何するものぞく。田畠の事に宮々すと云々。尤も弾指すべし。又是非を弁ずべしと雖も、還りて又迷に似たるのみ⁶⁹。

三月

二日、乙亥。去る夕枇杷殿に犬の産穢有り。これ左相国(藤原道長)長齋の処。卿相達云ふ、「勘解由長官(藤原有国)相府に申して云ふ、「長齋の間少々の穢の時、解除して参入せば、更に咎無し」と云々。かれこれ心中に以つて追従の詞と為す⁷⁰。但し長齋の内触穢有るの時、参入の事聞かざるのみ。怖畏有るべし。晩頭退出す。藤中納言(隆家)参入するに、織部の司に於いて相

揖しておのおの退く。

三日、丙子。(藤原)信經朝臣云ふ、「左府に犬の産穢と云々。

而るをまた犬の死穢有り」へ犬の子死す。或云ふ母の為に喫(噛)まると云ふ」と云々。又云ふ、「(賀茂)光榮朝臣此の穢に依り更に留まり給ふべからざる⁷¹の由を申す」と云々。前大和守(藤原景齊)朝臣示送して云ふ、「相府当日必ず出立せらるといへり。此の度の事を以つて恒例と為すべし⁷²」と。景齊は彼の御共に候すべきの人なり。即ち相府の齋の内に籠もる。或云ふ、「復穢参らるは、(安倍)吉平朝臣甘心せず」と云々。

六日、己卯。或云ふ、相府穢の事祓ひ清めん為、一日河頭に臨まるるの間、車副ひの男途中へ堤の辺に於いて鼻血流れ出で牛の網を弃てて走るといへり。又解除の程風陰陽師の指す所の御麻を吹き切る。見る者不吉と云ふ。また烏祓所に来らずして止む。穢の以前□烏相集まると云々⁷³。

七日、庚辰。今日臨時祭の試楽へ後に聞く、藏人五人参入すと云々。或云ふ、左府当日南山に参らるべし。而るを一日の犬の死穢に依り日を延べらると云々。また説いて云ふ、使を發遣せらる

べしと云々。説縦横。

八日、辛巳。夜に臨んで甲斐守朝臣へ（藤原）能通へ来りて云ふ、「明日帰国すべし」といへり。暫く談話の次いでに云ふ、「左相府物詣での停止に依り、当日使へ洛信僧都なり。仁和寺に於いて長齋すと云々。異に依る所為か」を定めらる。此の間相府精進潔齋し、使の帰日を待つべし」と云々。

九日、壬午。今日石清水臨時祭へ中の午国忌（仁明天皇）に当る。仍つて上午を用ふ。午の剋ばかり参内す。これより先出御し、使・舞人・陪従を召す。両頭（源道方・藤原公信）云ふ、「已に御出有り。座に候すべし」といへり。余答へて云ふ、「使等着座の後、一献了りて上達部盃を執り、使に酌み了りて御前の座に着くは例なり。未だ一献に及ばざるに、これを為すこと如何」と。此の間上臈参られず。仍つて宣命の事を頭弁に問ふに、云ふ、「未だ宣命を奏せず。奏せしむべきなり」といへり。外記（大江）為清を召し内記を召すべきの由を仰すに、申して云ふ、「内記悉く故障有り、参入すべからずへおのおの障りの趣きを申す」といへり。仰せて云ふ、「これ例の宣命なり。外記例文を尋ね書かしめ奉るべきなり」と。此の間右大臣（藤原顕光）・内

大臣参入す。宣命の案内右府に申すに、右府外記為清を召し宣命の事を仰す。為清宣命を書き、大臣御所に進み、奏せしめ了りて右大臣已下南廊へ侍従の座に休着く。一献は頭弁（源道方）、二献は右大臣、三献は内大臣（藤原公季）、兩人盃を酌みて後御前の座に着く。汁物兼ねて居う。仍つて箸を下す。余御前の座に着く。次いで出同着使々下食、了りて余起座し、盃を酌む。使の（藤原）兼綱朝臣盃を受け起座して右府に進る。余なほ起座せざるごときも、右府盃を受くる後余起座し、本の座に復す。舞人次第に上達部の辺に進み盃を受く。此の間陪従歌笛の声を発す。巡行の後中宮大夫（藤原齊信）盃を酌み、頭中將（藤原公信）盃を執りて酌む。上達部気色を示すなり。次いで重ね盃を給ふ。次いで右大臣已下侍従等挿頭を執り使已下に給ふ。卿相待所に候するに、しばらくして御出し、上達部を召すにへ先に円座を敷く、簀子敷に候し、下臈は長押に候す。藏人頭道方朝臣召しに応じ、使等を召すべきの由を奉じて退下し、藏人（藤原）章信を召して召さしむ。近代の例この如し。但し古実は、奉勅の頭履を着けず、御前を度りてこれを召す。これを以つて古実と為す。奉勅の人、転じて藏人に召さしむるは然るべからざる事なり。やや久しく使等参らず。先例滝口の戸前に於いて歌笛を発し、其の声休まざるの間に召し有り。而るを歌笛の事無し。兩三度これを催

し仰せらるるの後、道方朝臣御前に進み、下臈の上達部に触れて云ふ、「(藤原)中尹のへ右衛門権佐へ父民部卿(藤原懐忠の)の重き煩ひに依り、障りの由を申さしめ、示すに天許無し。仍つて参入すと雖も舞を奉仕すべからず。危急に依る」と云々。右大臣気色に候するに、仰せて云ふ、「舞を奉らずと雖も、身なほ候すべし」と。又源頼兼へ兵庫助。兵庫助舞を奉るの事聞かず。但し中務丞奉仕の例有り、俄に召し入れらる。仍つて舞を習はざるの由、同じく奏聞を経るに、仰せて云ふ、「中尹・頼兼舞を奉るべからずとも、只祇候すべし」といへり。藏人頭公信朝臣を召し、仰せられて云ふ、「試楽の日の如く、(藤原)能信の・(藤原)実経等を以つて、一の舞を奉仕すべし」といへり。御前に度りて召し仰すべきか。而るを召仰せを見ず。何処にこれを仰すや。
 申の剋の終り舞ひ了んぬ。主上入御し、諸卿退下す。右府、内府、余、中宮大夫、藤中納言、尹納言(藤原時光)、勘解由長官、左近中將(源経房)等見物せず。自余は見物すと云々。今日見参の卿相、右大臣へ頭(頭光)・内大臣へ公(公季)・中宮権大夫へ(源)俊賢・藤中納言へ隆家・侍従中納言へ(藤原)行成・左衛門督へ(藤原)頼通・尹中納言へ(藤原)時光・大藏卿へ(藤原)正光・左兵衛督へ(藤原)実成等なり。

十二日、乙酉。(藤原)資平云ふ、「章信の勘事今日免ぜらる」と。又云ふ、「東宮に射有り」と。暗に入り府生(若倭部)亮範来りて云ふ、「左相府前日の穢に依り身参られずと雖も、仁和寺の僧都へ濟信を差して南山に奉らる」と。即ち去る九日使を定めらる。僧都其の旨を承り本寺に帰るも、彼の日より聊か腫物有り。然れども殊なる事無きに依り当日分定すべし。仍つて雑物兼ねて上送せらる。また今日夫百人を以つて雑物及び種々の物を遣られんとするの間、使の僧都申し遣りて云ふ、「腫物重ねて発し慎むべし」といへり。仍つて南山に参るべからずの由相府に申さしむ。下官云ふ、「(賀茂)光荣・吉平等を召し占ひ勘へしめらるるに、使を奉らるべからざる由」と。即ち河頭に臨み、申の剋解斎除有り。籠斎の僧俗及び百人の夫等合せて数百人、俄に開鑊閉門し、出躁の音、最も怪異に似る。潔斎の上下の曹局、雑物運出の事、あたかも凶所の如し。今日相府初めて魚味を嘗むと云々。亮範執彼殿御共に候すべき者なり。仍つて子細を申し了んぬ。
 十三日、丙戌。資平云ふ、「昨日青宮(居貞親王)、藤中納言・左衛門督・大藏卿・右近中將(藤原兼隆)・左兵衛督・預、参る。五度限りと為し、募るに小鮎云々杖云々を以つてす。御

射有るも、二度に及ばずと云々。懸物へ女装束を給はる。左衛門督懸物へ手本二卷、薄物に褻む。銀の山吹の枝を付くを献ず。射る者科に中らず。仍つて懸物に預らずと云々。殿上の饗は右兵衛督。射場の衝重は頭弁。頭弁故障有りて参入せずと云々。

十九日、壬辰。大宰の相撲の牒に加署す。昨日顛倒の垣、壁を塗らしむべきや否やの事吉平朝臣に問ひ遣るに、申し送りて云ふ、「土用の間誠は土を犯さずと雖も、公事を行ふべからず。また申の方に当るか。□土用の後大將軍遊行の間に壁を塗るべし」といへり。

二十日、癸巳。早旦大外記(菅野)敦頼昨日の除目を注送すへ大内記善磁為政。左馬允菅原公行。直物次いで小除目と云々。此の外兼国・公卿給等追つて進上すべしといへるなり。巳の剋ばかり大外記敦頼朝臣来り直物の案内を申す。また兼国・公卿給を注進す。見了りて返し給ふ。右大弁(源道方)西大寺塔の実檢文を持ち来る。即ち奏聞せしむ。未の剋ばかり参内す。季の御読経始め。右大臣これを行ふ。申の剋諸卿参上す。御前の僧七口へ僧綱二口。凡僧五口。威儀師右大臣に申して云ふ、「御導師を奉ずべきの僧綱無し」といへり。須く南殿に候するの僧綱御

導師法橋慶算参入すべしといへり。大臣云ふ、「行事の弁に付し申さしむべし」といへり。かれこれの卿相云ふ、「只頭弁を以つて奏せらるべきか」と。仍つて頭弁を以つて法橋慶算を以つて御前の御導師を奉せしむべきの由を奏せしむ。仰せて云ふ、「奉仕せしむべし」といへり。頭弁に仰すに、かれこれ云ふ、

「威儀師に仰せらるべきか。頭弁転じて威儀師に仰すべからず。先例に背く」と云々。慶算已に南殿の御導師を奉仕すといへり。仍つて黄昏行香すへ御導師を以つて同じく奉仕せしむ。参入の卿相は右大臣、内大臣、大納言齊(齊信)・公(公任)、中納言俊(俊賢)・隆(隆家)・行(行成)・忠(忠輔)、参議有(有国)・懷(懷平)・兼(兼隆)・経(経房)等なり。中納言忠輔・参議経房は南殿に候す。

二十二日、乙未。左中弁(藤原朝経)先日勤宣旨並びに齋院申請の雑物の奏状を持ち来る。勘宣旨は便ち藏人(藤原)惟任に付すべきの由を示す。院の奏は奏聞せしむるなり。備中守(橋)儀懐来り、二十九日赴任の由に触る。やや久しく雑談の後、女装束を被く。此の朝臣、緑衫の日、□家人と為り、芳心変らず。仍つて微志を致すのみ。大炊頭光榮朝臣語る次いでに云ふ、「或女、夢に右相府、今年十一月七日必ず死する由」といへり。実

々談ずる所、彼の期に臨んで虚実を知るべきか。

二十四日、丁酉。藏人惟任前日の勘宣旨を齎し来りて云ふ、「内蔵寮・穀倉院に下すの宣旨有るべし」と。仍つて返し授け了んぬ。

今日より五箇日、禁中に於いて、最勝王経を講ぜらる。請僧二十口へ講師十人。問者十人。未の剋ばかり参内す。則ち鐘を打ち、出居参上す。次いで公卿、次いで僧侶、作法例の如し。法用の後、藏人頭道方講師へ大僧都定澄の高座の下に就き、旨趣を仰す。釈経・論義、了りて行香。此の間秉燭。予痾病相催し、仍つて夕講を待たず退出す。勘宣旨左中弁に下す。今日の参入、左大臣、右大臣、内大臣、大納言齊信・公任、中納言俊賢・時光・忠輔、参議有国・兼隆・経房・実成、三位教通。

二十七日、庚子。土御門の堂に於いて、等身金色の阿弥陀並びに百卷の阿弥陀経を供養す。偏に往生極樂の為なりといへり。請僧五十五口へこれの中に七僧有り。皆家中の僧。但し僧綱へ大僧都定澄・大僧都院源は新たに請ふと云々。本家諷誦へ信乃布二百端を修し、行香。次いで念仏。其の後布施へ絹なり。絹々を累る紙に書を押む。若しくは短冊か有り。僧綱の布施は右宰相中將(兼隆)・三位中將(藤原教通)これを執り、其の外は藏

人頭以下雲上人・地下の四位これを執り祿す。僧退出の後、飲食を諸卿及び雲上の侍臣に差めらる。但し両僧都は殊に仰せて食の座に預る。子の剋ばかり事了りておのおの分散す。齋院の長官(源)為理朝臣申して云ふ、「去る夜院の近辺に殺害の事有り。

殺さるる者の方人死人を荷ひ、犯人の法師宅に投げ入る。則ち件の宅は齋院の町、誠は院人に非ずと雖も、処は已に院領、院を去ること遠からず。又次指入所由宅 件の宅又同処。共に壊れ損じ了んぬ。若し制止を加へずんば、穢恐らく院に及ぶか。又院人防禦せば、必ず鬪乱有らんか」といへり。件の殺さるる者は頭中将(藤原公信)宅の下人と云々。参内の次いでに頭中将に示すに、答へて云ふ、「別当(藤原懷平)に触るるに、別当即ち使の官人を遣る。又隨身を差し仰せ遣り了んぬ」といへり。夜に入り左相府に候するの間、左中弁云ふ、「齋院の女房の許より申し送りて云ふ、『去る夜殺害さるる者の方の雑人、死人を隨身し、院人の宅々を破壊し、内財雑物を搜取し、穢院人の宅に到る。定めて院中に引き及ぶか』」といへり。即ち左相府に達するに、左相府別当に宣る。別当云ふ、「今朝左衛門志清榮を差し遣りとかくを申す」といへり。

二十八日、辛丑。参内す。朝講の中間に参会す。講了りて僧侶退

下す。次いで卿相。即ち夕講の鐘を打ち、出居着座し、次いで卿相参上す。請僧等参上法用の後、右中將（藤原）頼宗¹¹³講師の高座の下に就き、度者の由を仰す。次いで釈經・論義へ講師定基・問者永昭へ。永昭の言語懸河の如し。僧俗共に以つて称歎す。論義了り、三礼して礼盤に着く。次いで行香。了りて右大臣已下殿上人祿を執り僧等に被き、藏人右衛門尉（橘）義通、威儀師の祿を執り給ひ了んぬ。前例は廊下に於いてこれを給ふ。而るを座を下りて給ひ了んぬ。前例に違ふのみ。今日参入の諸卿、右大臣¹¹⁴・内大臣・中宮大夫・治部卿（源俊賢）・侍從中納言・兵部卿（忠輔）・勘解由長官・右衛門督・左近中將・左兵衛督・源宰相（頼定）等なり。先日の勘官旨又更めて勘申せしめ、今日藏人惟任に付す。

寛弘八年

七月

〔故花山院の宮達の御元服の事〕

一日、壬申。秋季十斎¹¹⁵の大般若読経発願へ盛算・念賢へ。去月二十七日（平）公誠朝臣云ふ、「故華山院の宮達の御元服は八月二十三日」といへり。天下大事の間、密々に行はるべきの由相示し畢んぬ。また侍從中納言へ（藤原）行成への指帰に従ふべきの

由を仰す。今日重ねて来り云ふ、「上達部の祿必ず儲くべきや」といへり。加冠・理髪の人の外、納言二人・参議二人の祿ばかり儲けしむるに、何事か有らんや。そもそも彼の日の状に随ひて、とかくすべきの由これを仰す。殿上人の祿は設くべからず。同じく其の由を仰す。夜に入り重ねて来り云ふ、「案内拾遺納言に触るに、答へて云ふ、『御元服の事何事か有らんや。但し院（一条天皇）崩じ給ふの間如何。前例を尋ねられ、行はるが宜しかるべきか。但し密々に行はるは又何事か有らん』と。御元服有らば、御即位の威儀役を奉仕せられ、其の事に依り、叙位品の事を奏せらるは、便宜有るか¹¹⁶』といへり。余云ふ、「院崩じ給ふ間、御四十九日の内は有るべからざるなり。御忌を過ぐすの後に、密々行はるが、事の難無かるべきか。』」

〔重服の人元服の事〕

重喪の人元服の例無きに非ずへ葬送の日元服其の例多しと云々。何ぞ況んや論実服親に坐さざるに於いてをや¹¹⁷。但し冷泉院の御戸に入り給ふ。仍つて従父兄弟と申すべく¹¹⁸、其の服は七箇日か。事の忌無かるべしといへるなり。そもそも拾遺納言は親昵の人なり。又左相府（藤原道長）に洩し申し、気色に随はるべき由相示し又畢んぬ。天下巨細の雑事只左府の一言に在り。

〔法興院の御八講の事〕

二日、癸酉。法興院へ八講の終り。入道（藤原兼家）殿の御忌日に参る。皇太后宮大夫（行成か）・彈正尹（藤原）時光・右衛門督（藤原）懐平・左近中将（経房）・三位中将（藤原）教通 参入す。行香了り退出す。

〔相撲停止の事〕

法興院に於いて頭弁（源道方）云ふ、「相撲停止す。院崩じ給ふに依る。前例御即位以前に相撲無し。左府云ふ、『已に両事有り。重なるに依りこれを行ふ由を仰せらるべし』といへり。仍つて院の御事を以つて仰せ下さるべし」といへり。頭弁頗る猶予の氣有り。今日坎日に依り右府（藤原）顕光に申さずと云々。左府院の御穢に候さるの間、右府承り行ふと云々。行幸の延引並びに御心喪の間の事等談有り。事等多く記さず。但し此の如きの事等案内を知らずといへり。子細に指示し訖んぬ。

三日、甲戌。按察俸料の相三十疋今日人々に頒ち給ふ。

六日、丁丑。申の剋ばかり院に参るに、権僧正（慶円）に相逢ふ。

清談の間、左大臣出で遇はる。

〔左府御忌に籠らるるの事〕

立ち乍らやや久しく院の崩じ給ふの間並びに後々の雑事を談ぜらる。御穢に籠候すべき事、諸人難有るか。然れども彼の問心神不覚、後の事を知らず、籠候する所なり。籠候せしむる後、院の間の事を見る。若し候せざれば、極めて便なかるべかりけりと云々。

〔左府素服を着るべきや否やの事〕

又素服を給はるべし。而るをかれこれの人々云ふ、『來月十一日の行幸、若し参入せざれば便無かるべきか。彼の日は御四十九日の正日、御素服を釈ぐべからず』と。また今思ひ煩ひ一定するこゝと能はず』といへり。余答へて云ふ、『御穢に籠候し給ふ事、理然るべからず。其の故は、新帝未だ万機に臨まざるの間、巨細の事を執行せしむるに、傍に其の人無し。而るを御忌穢に籠り給ふは如何。頗る甘心の氣有りて、素服を着らるは、案有るべきの事なり。素服を給はると称して、行事に扈從せざるは、便無かるべきか。其の間事多きは、偏に又道理なり』と。又云ふ、『彼の行幸の日馬に騎り扈從すべからず。車に乗り別の道を取り参入すべし』といへり。又云ふ、『素服を給はらずと雖も、なほ輕服を着、神事有るの時は、吉服を着るべし』と云々。又云ふ、『彼

の十一日、院の司等仏事を奉ずべく、須く中宮（藤原彰子）奉仕せらるべし。而るを彼の日行幸、入札の諸卿参入すべからず。五七日は東宮の御衰日に当り、不可被□云々。気色を見せしむる後、仏事を修せらるべきか。又彼の十一日、中宮・東宮（敦成親王）東三条に渡御すべし。又吉日無きに依るなり」と。

〔四十九日の内垂纓参院すべからざるの事〕

下官相府に申して云ふ、「院司の外は吉服を着るべしといへり。但し冠・表衣の外は平絹を着るべく、御四十九日の間垂纓の参院は、便無かるべきか。巻纓の参人は如何」と。相府答へて云ふ、「然るべき事なり。なかなずく藏人頭を経るの人達は其の心有るべきか。又自余の人達、綾の下襲を着るは、又何の難有らんや」といへり。明日・明後日慎む所有り、御葬送の日参るべからざるの由、拾遺納言に示す。被露せしめんが為なり。今日参入の事中宮に申すべきの由（藤原）経道朝臣へ宮亮なりへに含めらんぬ。昏黒退出す。

七日、戊寅。大外記（菅野）敦頼朝臣来り、雑事を談ず。

〔御心喪の間の定め事〕

右府示送されて云ふ、「今日定め申すべき事有り。必ず参会すべし」といへり。今朝堅固の物忌の由を申す。これを計るに御心喪等の間の事か。申の剋ばかり、召使定め有るべきの由を告ぐるも、所労有るの由を答ふ。内より右衛門督示送して云ふ、「御心喪の定め有るべし。前例は如何。定め申すべきの趣き、密々に示送すべし」といへり。

八日、己卯。昨日の案内敦頼朝臣に問ひ遣るに、其の返状に云ふ、「昨日の定め事、参らるる卿相右内府（顕光・公季）・右衛門督（懐平）・左兵衛督（藤原）実成へ。其の外は悉く故障を申さる。

〔御心喪の事〕

右府敦頼を以って、案内を左府に申さる。「朱雀院の御時、御心喪三月、廢朝四日。陽成院・花山の時、廢朝五日なり。日数同じからず。諸道に仰せて勘申せしむべきか」といへり。御返事に云ふ、「五日これ定例なり。四日に至っては、若し日次宜しからず行はるか。然る如きの事、宜しかるべきの様、申し行はるべく、程遠重仰せらるべからず」といへり。今日遺詔を送らるの次いでに、召仰せらるべきか」といへり。午の剋ばかり敦頼朝臣注

送して云ふ、「内蔵頭へ藤原へ公信⁸³かへ参られ、申されて云ふ、
 「敦康親王奏せしめて云ふ、『院の遺詔挙哀・素服・葬官を停め、
 国忌・山陵を置くべからざるの由、宜しく奏せしむべし』」とい
 へり。右府右仗に於いて、蔵人(大江)景理朝臣を以て奏せら
 れ已に了んぬ。

「御心喪輕きの事」

仰せて云ふ、「典法有り。須く先例に任せてこれを行ふべし⁸⁴。
 然れども遺詔に依り哀御を停止の由、宜しく相触るるべし」とい
 へり。又、今日より五箇日、廢朝すべきの由、宣旨を下され已に
 了んぬ。注状此の如し」といへり。昨日の諸卿の定めはなはだ不
 当なり⁸⁵。其の定めに依り行はるる所か。陽成院・華山院の例等
 受禪せざるに依り、只五箇日の廢朝有るのみか。花山院崩じ給ふ
 の時、其の礼を薄くさるるの由、諸人申す所なり。□□の儀無き
 と雖も、国を譲り申すべきものなり。而るをまた五箇日の廢朝有
 るも、御心喪の礼無し。陽成院の例に至つては、讓位の事非ざる
 に依り⁸⁶、只廢朝有るのみ。当時の礼、陽成院に似ず、禪位の跡
 を尋ね、心喪の限り有るべし。御本服⁸⁷は七日、此の間御心喪有
 るべきか。諸卿の僉議、愚心甘んぜず。後代の賢哲必ず定むる所
 有らんか。

「一条院御葬の事」

今日院の御葬送なり。慎む所有り参入せず。昨日障りの由を頭弁
 の許に示送す。(藤原)資平迎火の役⁸⁸を勤めんが為、酉の剋は
 かり参入す。明日案内を聞くべし。

「一条院御喪の間の事」

九日、庚辰。巳の剋ばかり、資平院の御葬送所より来りて云ふ、
 「只今事了んぬ。昨日亥の四點御葬送所へ巖陰⁸⁹。長坂の東と云
 々々に出御すへ御輿、香輿・火輿御輿の前後に在り。左大臣、
 右大臣、内大臣(藤原公季)、大納言(藤原)齊信、中納言
 (源)俊賢・(藤原)頼通・(藤原)隆家・(藤原)行成、參議
 (藤原)兼隆・(藤原)正光・経房・実成・(源)頼定御共に候
 す。俊賢・行成・兼隆・正光素服を給はる⁹⁰。中納言(藤原)忠
 輔院に候すへ留守。大納言(藤原)道綱・參議(藤原)懐平左
 府の命に依り大内に候す。御骸骨參議正光へ參議此の役を奉仕す
 ること、往古聞かずへ頸に懸け奉る⁹¹。前大僧都院源相ひ副ひて、
 金輪寺に置き奉るべく⁹²、而るを日次宜しからざるに依り、暫く
 禅林寺辺りの寺に安置すと云々。右少將(源)雅通を以て内よ
 り御弔ひ有りと云々。後に聞くに、中納言(藤原)時光院に参り、
 御共に候するも、行步耐え難く、途中より退帰すと云々。或云ふ、

「御骨円成寺に安置し、来月二日金輪寺辺に埋め奉るべしと云々。此の間、大藏卿正光・藏人式部丞（高階）成順・右衛門尉（源）頼国祇候す」と。

「一条院御葬の間の事」

十日、辛巳。晩頭院に参るに、皇太后宮大夫へ（藤原）公任へ参会して云ふ、「左府の御宿所に詣で談ずるに、命ぜられて云ふ、
『兩人御葬送に候せざること、然るべからずと云々。なかんずく大将（藤原実資）必ず候すべきなり』と。頗る不快の気色有り」と云々。指したる職掌無きの人故障有らば、これを為すこと如何。譴責無かるべけんか。源宰相（頼定）云ふ、「院源帰参す。仍つて御骸骨の所に候すべきの由、大僧都明救の所に仰せ遣る」と云々。或云ふ、「明救阿弥陀護摩を行はる」と云々。黄昏退出す。夜に入り（藤原）景斉朝臣来り云ふ、「御骨に副ふ権僧正慶円参入すべきの定め有り。而るを行歩耐え難きの由を申し参らず」と云々。初めの定めの日、内藏頭公信御骨を齋候すべく、而るを衰日に依り役に従はずと云々。これ或る所の申すなり。

十一日、壬午。今暁参議（藤原）有国薨す。春秋六十九へ或る説に云ふ、昨卒すと。参内す。皇太后宮権大夫へ行成へ同じく参

入す。頭弁勅を伝へて云ふ、「固関国司に付すべし。御禅位の後未だ政を始めざるの間官符を賜はるべからざるに依り、只宣旨を給はるべし。天慶九・寛平九年等の例に、頗る相准すべし」といへり。謹んでこれを奉じ了んぬ。そもそも先日この定めあり、諸卿院の御葬送の後行はるべきの由を定め申す。而るを誠には御葬送已に過ぐと雖も、なほ事を視ざるの内に在り。また営み行はるべきの事に非ざるか。此の趣きを以つて頭弁に示すに、答へて云ふ、「尤も然るべき事なり。事を視ざるの間雑事を行ふの例を尋ね勘へられ、若し准すべき事無くば、其の由を奏せらるるは如何」といへり。大外記敦頼に仰せて尋ね勘へしむるの間、いささか思慮を廻すに、斯の事左府の奏し定むる事なり。前日御葬を過して後定めらるべきの由を申す。而るを重ねて此の旨を答へば、不快有るべきか。仍つて尋ね勘へしめず、只大外記敦頼を差し宣旨の趣きを申さしむ。即ち帰参して云ふ、「早に宣旨に任せてこれを行ふべし」といへり。

「固関の事」

固関の事国司に附すべきの由、便ち頭弁に仰せ下し了んぬ。天慶等の例敦頼朝臣に問ふに、これ史文永の勘注頭弁に付すと云々。其の日記を写し進めしめ了んぬ。天慶九年四月二十六日と云々。

この日伊勢国の固閑使の覆奏使^四到来すと云々。須く例に依り官符を賜はるべし。而るを禪位の後未だ内印の政^四有らず。仍つて寛平九年の例に准じて、只宣旨を下すのみと云々。今案ずるに、此の日記は、覆奏の例なり。既に国に付するの例に非ず。然れども准ずる例を以つて仰せらるる所か。事の旨を奏すべからず。今の世の体多く曩の時^四に異なる。頭弁云ふ、「院の穢宮中に引き及ぶ。仍つて触穢の人宮中に参入す。近則道方院の座に着き、参りて内の座に着く」といへり。又云ふ、「院の御骨、初め金輪山に置くべく定む。而るを改め定めてなほ円成寺に安置す。三箇年を過して円融院に置き奉るべし」といへり。但し御骨に相副ふの人々、二十日帰参すべしと云々。又云ふ、「廢朝五箇日に定め了ぬ。而るを左相府云ふ、「廢朝畢るの日忌有り。仍つて縮め行ふべからず。須く今二箇日を加へ、御心喪と為すべし^四」」と云々。初め諸卿の定め道理を失ふに似たり。更めてまた日次宜しからざるに依り、其の余りの日を以つて愍に御心喪の日に定めらるるは如何。件の御心喪の事は兼ねて定めらるべき事なり^四。而るを諸卿其の例を存ぜず、只廢朝の事ばかりを定め申す、奇と為すべきなり。又諸道に仰せられ勘文を進めしむべきか。此の間の事跡跡忘るるが如し。又云ふ、「今日中宮下り居給ふべし。(賀茂)光榮朝臣勘文を進むるの後申して云ふ、「御在所より土殿^四に下御

あるに、方忌有り。これを為すこと如何」と。左府云ふ、「凶事は勘を改むる無く、又更に日を改むべからず、又其の処を改むべからず。為す術無きの事なり^四」と云々。深く歎息の氣有り。今年重く慎しむべきなり。仍つて此の如きの事有るなり」といへりと云々。

十一日、壬午。民部大輔(藤原)為任^四月に乘じて来り、多くの事を談ず。新主の御事等なり。聴かるべき内外の卿相、左大臣・大納言道綱・中納言隆家・三位中將教通等と云々。

「一条院御葬の間の事」

十二日、癸未。院に参るに、春宮大夫(齊信)、藤中納言(隆家)等に相遇ふ。清談の次いでに云ふ、「故院御存生の日、中宮、左府に聞かされ、又近習の人々にも仰せられて云ふ、「土葬の礼を行はるべし。又御骨円融院法皇の御陵の辺に埋め奉るべし」といへり。而るを忘却し其の事を行はず。相府思ひ出で又歎息す。仍つて御骸骨暫く円成寺に安置し奉り、三箇年へ大將軍西方に在り^レを過して、円融院法皇陵の辺に移し奉るべし。また一周忌の間、円成寺に於いて阿弥陀護摩へ伴侶六口^レを修せられ、又未だ円融院に移し奉らざるの前三箇年間、五箇口の僧を以つて念仏を

奉仕せらるべし」といへり。藤中納言云ふ、「中宮昨日土殿に下り居給ふべく、而るを方忌有るに依り、十七日に改めらる」と云々。凶事の定め兩度に及ぶべからざるか。忌諱の事有るなり。

〔新帝の御時の月奏の署の事〕

十三日、甲申。一本御書所の月奏一昨持ち来る。而るを署せず返し給ふ。疑ふ所有るに依る。時代改まる後は、旧の如きの宣旨有るべし。案内を預隼人正元に召し問ふに、告げ申して云ふ、

「一本御書所の例は聞かざるなり。内の御書所は若し旧の如きの宣旨有るか」と。例を尋ねこれを申すべき由を仰す。今朝重ねて参り来り、申さしめて云ふ、「年々の月奏の案悉く紛失し、尋ね見ること能はず。藏人（紀）致頼小舎人を差し、頻りに催し仰せ有り、これを為すこと如何」といへり。仰せしめて云ふ、「旧主の宣旨に依り事に随ふべからず。新主只元の如しの宣旨を下さるるの後署すべきか。他事これの如し。計りみるに、所々の別当の宣旨相同じか。前例を尋ね見一定すべきなり」と。大外記致頼朝臣を以つて史等に問はしむるに、（竹田）宣理云ふ、「藏人所は方事なり。官中は知らず。但し新宣旨有るか。諸寺・諸司の所々の別当一紙に書き、官底に下さるるものなり」と。何ぞ一所の事を知らざらんや。宣理前跡を知らざるに似たり。そもそも

件の定め文は、文書の中より撰び出し、代改まるの後、新たに其の定め有り。下官の案たまたま相見、また清凉抄を見るに、今に至つては宣旨を下さるるの後、月奏に署すべし。

〔院の御四十九日の間の人の装束の事〕

十四日、乙酉。四条大納言へ公任へ告送して云ふ、「昨院に参り、左丞相に謁し、雑事の次いでに云ふ、『諸卿・侍臣御穢を忌まず、悉く以つて着座す。御四十九日の間、鈍衣を着ず院に候するは、便宜無かるべし。今に至り鈍色を着て参入すべきの由定められんぬ』といへり。但し参内の時は、心喪の装束を着るべし」と云々。事両端に分れ、抛る所無きに似る。とかくの問只彼の定めに在り。此の定めの後未だ鈍色を着ず、院に参るべからず。

〔人々御骨を訪ぬるは抛る所無きの事〕

日來下藹の上達部及び殿上人連日円成寺に参ると云々。御骨を訪ね奉るか、其の心を得ず。

〔鈍色を着ざるに依り院に参らざるの事〕

十五日、丙戌。早且資平を以つて、未だ鈍色を着ざるに依り、院に参らざるの由を近習の卿相に触れしむ。昏に臨み資平等来り云

ふ、「春宮大夫へ齊信」に触れたるに、返事に云ふ、「然るべき事なり。但し朱雀院の例、一周忌の間、卿相・侍臣、節会・行幸・神事等の外鈍色を着る。須く彼の例に依るべく、略定これの如し」といへり。また御葬送の御供に候せざるの事、一日委旨を以って春宮大夫に談ず。即ち相府に達するに、和顔の氣有るの由示送有るなり。資平侍従相共に円成寺に参り、立ち乍ら退帰すと云々。

十六日、丁亥。参内するも、陣頭人無く、座席暖まらず退出す。卿相・侍臣鈍色を着るべきの議有りと云々。然れども未ださしたる定めを承らず。仍つて今日心喪の服を着て参入する所。昨日若し左府・内府の定むる所か。

【御周忌の間鈍色を着るや否やの事】

大外記敦頼朝臣云ふ、「昨日左兵衛督云ふ、『御周忌の間上達部鈍色を着るべきや否や、先例如何。若し所見有るや、勘へ申すべし』といへり。抛るべき勘への方無きに、朱雀院の御周忌の間の文書等事の由を申すべし」といへり。又云ふ、「明日参議有国の薨奏の事を申し行ふべし。但し下官若しくは皇太后宮大夫へ行成」等の間、案内を示すべし」といへり。物忌の由を答へ了んぬ。

ぬ。十五日、西院。早日資平より参りて云ふ、「一条院崩後の人々の装束の事」

十七日、戊子。資平院より告送して云ふ、「頭弁云ふ、『左府命じて云ふ、『御傍親並びに院司及び素服を給はるの人の外、鈍色を着るべからず。初めの定め如く、心喪の装束を着て院及び内裏に参るべし』』といへり。件の定め日々に変改し、あたかも掌を返すが如し。近日心喪の衣服を着る、斯の儀を改むべからざるか。但し朝に定め夕に變じ、なほ一定なり難し。吉事に於ては改むること無かるべし。況んや凶事をや。晚景資平来りて云ふ、「旧臣の着服の事は、初め申し送る如し。但し或云ふ、『御法事の日ばかり、皆鈍色を着るべし』』と云々。此の事抛る所無きに似たり。またまた案内を取るべし。大外記敦頼朝臣、朱雀院の御時の殿上の侍臣へ上達部」の服を着る等の間の日記へ天曆六年九月二十五日・二十六日・十月十八日の定め」を注送す。件の日記、左府の命に依り、今朝写し奉るといへり。しばらくして敦頼朝臣来りて云ふ、「今朝件の日記、相府に於いて子細に見給ひ、仰せられて云ふ、『右大臣へ顕光』・内大臣へ公季』・余・皇太后宮大夫へ公任』・彈正尹へ時光』・右衛門督へ懷平』・左兵衛督へ実成』鈍色を着るべからず。只心喪の服へ朽葉色の下襲・青

鈍色の袴と云々を着るべし」といへり。

〔公卿薨奏の事〕

今日参議有国の薨奏有り。皇太后宮大夫へ行成^{四〇}これを奏すへ件の奏、書杖に挟み、上卿御所に進みてこれを奏す。返しは書杖に請ふと云々^{四一}。敦頼朝臣云ふ、「今日内大臣参内し、御即位の日を勸申せらるべきの事有り。然れども薨奏の事に依り延引す」といへり。敦頼云ふ、「奏に着くべからざるの事^{四二}、思ひ失し仰せずして、只今帰参す。内に於いて仰すべきなり。前例は、上卿仰せらるる所なり。而るを仰せられず退出す」といへり。経営参入し、故院の旧臣の装束の事、頭弁に案内するに^{四三}、其の報状に云ふ、「今日左府の命を奉じて云ふ、『御傍親並びに院司素服の人々の外、鈍色を着るべからず。なほ心喪の装束を着、大内及び院に参るべし』^{四四}といへり。

〔代初めの月奏の事〕

府生（和氣）仲遠月奏を持ち来り、申さしめて云ふ、「一日藏人致頼府生（若倭部）亮範に仰せて云ふ、『今月の月奏直闕に載すべからず。最初に依る』^{四五}といへり。亮範其の由を申さず。然れども仲遠の伝へ申すに依り、直闕に付さず仮に署を加へ了んぬ。

十八日、己丑。皇太后宮大夫へ公任^{四六}並びに子（藤原）定頼、故院のおほんため等閑の事有りと云々。一夜左府の宿所に於いて、

近習の上達部会合し、誹謗嘲哂有りと云々。其の専の一人は礼部

納言へ俊賢^{四七}と云々。齡艾年を過ぐる人、一族に非ず^{四八}。ああく。

昨夕左相府参内すへ直衣を着る^{四九}。院の御穢に籠候せらるるの後、今初めて参ると云々。

〔院に参るの事〕

十九日、庚寅。申の剋ばかり院に参り、藤納言へ隆家^{五〇}・侍從中納言へ行成^{五一}・右衛門督へ懐平^{五二}・右宰相中將へ兼隆^{五三}等に相逢ひ、数剋清談の間、左府経通朝臣を以って示されて云ふ、「今日慎む所有り、相逢はず^{五四}といへり。御念仏了り、衝黒退出す。上達部・殿上人御前^{五五}に候するに、座席有り。然れども余侍所に候す。源中納言・兵部卿へ忠輔^{五六}・左兵衛督へ実成^{五七}御前の座に候す。源中納言俊賢下官の為に近日頻りに讒舌有れども^{五八}、未だ其の心を得ず。

〔故院の御骨の事〕

二十日、辛卯。伝へ聞く、故院の御骸骨、ひごろ円成寺に安置し奉る。今日吉日、仍つて小韓横の如き物へ深き蓋^{五九}を作り、御骨

囊を納む。念代の如き物へ方二尺。一面に戸有り、を作り辛横を納め、辛横の上に小屋を造り、宝形を居え、戸の内に安置す。三箇年の後、又更めて御存生の時の御本意の処へ御本意の処と謂ふは、これ円融院の御陵の辺へに移し奉るべしと云々。此の御骸骨件の寺に逗留す。又初め金輪山に埋めんとし、源中納言及陰陽師へ光榮朝臣、他の人々、相共に其の処に臨み、点定絵図を画き、石の卒堵婆を造り設置す。まことに未だ鎮謝に及ばずと雖も、已に其の所を定め了んぬ。天下云ふ、これ凶怪かと云々。彼の事を以つて験と為すべし。遺言に至つては、大將軍・王相の方を忌まるべからずといへるなり。

「相撲停止の事」

将曹（紀）正方申して云ふ、「史文永仰せて云ふ、『去る八日、左大臣右大弁（道方）に仰せて、相撲の召合せの停止を伝宣す。官符を造ると雖も、外記の政未だ始めざれば、請印せず。しばらく府に召仰すべきの由、右大弁仰する所なり』」といへり。資平院より退出して云ふ、「円成寺の事了んぬ。大納言齊信、中納言俊賢、参議兼隆・実成・頼定等院に参り、参議正光・左少将（源）朝任御骸骨に副ひて動かし奉る。仍つて院の座に着かず。但し藏人二人へ成順・頼国、御骸骨を動かすに供奉せざるに依り、

彼の所に候すと雖も穢を為さずと云々。

二十一日、壬辰。参内す。皇太后大夫へ行成、右衛門督へ懐平、同じく参る。やや久しく陣に候し、晩に臨んで退出す。

「御僧名を定めらるるの事」

二十二日、癸巳。（藤原）章信云ふ、「七僧・百僧並びに僧前の事等を定められ訖んぬ。七僧の僧前は、左右内三相府・藤大納言へ道（道綱）へ春宮大夫へ齊（齊信）へ治部卿へ俊（俊賢）へ左衛門督へ頼（頼通）へ。題名の僧は殿上人」と云々。定頼朝臣を除かると云々。四条大納言及び下官も定め宛てられず。若し御傍親・院司等に非ざるに依るか、はた許さずの氣有るか。相府不快の事、只近習の卿相言ひ催さしむる所なり。還りて以つて恐惶すべくも、過怠無きに依るのみ。院に参り、殿上に候するに、左相府しばらくして殿上に出でらる。晩頭御念仏有り。左大臣・内大臣へ公季、治部卿・藤中納言へ隆家、右宰相中將へ兼隆、左宰相中將へ経房、左兵衛督へ実成、源宰相御前の座に候す。御念仏了り暗に乗じ退出す。内大臣・左兵衛督鈍色を着るべからざるの定めの内、而るを皆鈍色を着る。なかんずく内大臣深鈍色を着る。若しこれ褻の装束へ直衣に依るか。今

日左相府に謁するに不快の気無く、雑事の談話尋常の如し。但し内心を知り難し。

〔院号の事〕

内府云ふ、「一日頭弁仰せを伝へて云ふ、『故院の尊号⁸⁸の詔書有るべく、其の事行ふべし』といへり。崩じ給ふ後行はる尊号を奉るの例、大外記敦頼を以つて、尋ね勘へしむるに、所見無き由を申す。延長の例⁸⁹相准ずべし。然れども彼の間の日記已に所見無し」と云々。左府云ふ、「なほ彼の時の例を尋ねらるべし」といへり。又院号有るべしといへり。延長八年の例を尋ね問はしむるに、所見無きの由を申す。これを為すこと如何といへり。内府云ふ、「院号は詔書無きか」と。余答へて云ふ、「官符・宣旨の間か⁹⁰。そもそもこれ崩じ給はしめざるの時の事なり。崩後の例は知らざる事なり」と。内府云ふ、「件の事等故殿の御日記⁹¹に見ゆるや、若し所見有らば示送すべし」といへり。故殿の延長八年の例を引見するに他事を注せらるるも、件の兩事を注せられず。崩後尊号・院号等無きに依るか。

二十五日、(日附の順序底本ノマ、) 丙申。或云ふ、去る夕左相国参内し、雑事を奏聞するに、主上響応の気無く、撓め給ふべか

らずと云々⁹²。晩頭院に参り、御念仏の間御前に候し、黄昏退出す。春宮大夫・侍従中納言・兵部卿(忠輔) 祇候す。

二十四日、乙未。晩頭頭の馬頭(藤原通任⁹³) 来り云ふ、「昨日禁色・雑袍の宣旨を下さる。即ち禁色を着る。左相府は下襲・表袴」といへり。

二十六日、丁酉。近日上下云ふ、「齐信・俊賢の兩人左相府の宿所に於いて、毎日尊卑を讒言す。なかなしく俊賢狂するが如し」と。或云ふ、「俊賢先主の時の如く、顧問の臣たるべきの由、書状を以つて女房の許へ御乳母、所謂本宮宣旨⁹⁴に送る。即ち奏聞を経るに、天気不快」と云々。つねに此の如き事を聞く、若し尋常ならざるか。貪欲謀略其の聞え共に高さの人なり⁹⁵。

〔御法事の僧名の定め〕

二十九日、庚子。故院の御法事の七僧の前定められんぬ。但し七々の御正日仏事を修せらるべしと云々。彼の日の僧前奉仕すべきの由、資平を差はし院司の上達部に示送す。帰り来りて云ふ、「春宮大夫に触るるに、春宮大夫云ふ、『御消息然るべきの事なり。左府に申して報ずべし』といへり。即ち相府の命を伝へて云

ふ、「二日の御法事の僧前、皆申請せらるる所に随ひて定め充つるなり。また御正日の僧前同じく申請せらるる有り。仍つておのおの定むる所なり。そもそも下薦の人に触れ、彼の申すの趣きに随ひ、ここより聞くべしといへり。また二日の僧前の事申を除くに非ず。或は兼ねて申請せらるる、或はまた当座の人なり。申請せられざるの人に至つては定め充てざる所なり。更に故有るに非ず」といへり。四条大納言の消息に、来月三日清涼殿に於いて、三箇日仁王経の御読経へ二十口を修せらるべく、行香は誰人をも以て行ひ申すべきやといへり。左府の定めに随はるべきの由を報へ了んぬ。但し雲上の侍臣は、代始めに依り始めて仏事に参り役むるは如何。上達部若しくは行事の卿相已下の間が、宜しかるべきか。行事の上弁・少納言等如何。此の間に相府の定め在るべし。例の造宮了り、御読経百口南殿・清涼殿に於いて行はるる所なり。諸卿を以て南殿の行香と為し、雲上の侍臣を以て清涼殿の行香と為すのみ。

三十日、辛丑。申の剋ばかり故院に参る。左大臣、内大臣及び已次の卿相会す。御念仏の間御前に候し、両府清談し、予言語を交ふ。左府の気色はなほだ温和、和して不快無し。内府云ふ、「醍醐の先帝終りに臨む比、貞信公（藤原忠平）太政大臣の給を拜す

べし」といへり。余答へて云ふ、「然らざる事なり。朱雀院の御時か」と。とかく云々す。左府疑慮有り。内府ばかり確執す。予云ふ、「公卿補任を以て決すべし」と。左府御宿所に取り遣り、これを披見する処、果して予の言有り。左府大いに咲ひ、内府答ふる所無きのみ。暗に入る。

注記

寛弘八年（一〇一一）

- (1) 参議六人皆参る。この条「史料大成」は、「今按六人不審是時参議有七人」と注する。寛弘八年（一〇一一）正月の時点で参議は、従二位修理大夫勘解由長官藤原有国、正三位右衛門督別当春宮権大夫藤原懷平、従三位右中将伊与守藤原兼隆、従三位大藏卿美作権守藤原正光、従三位左中将備前守源経房、従三位左兵衛督美作守藤原実成、正四位下伊与権守源頼定の七人である。
- (2) しばらく陣を引く。南殿に於ける朝儀の際には、殿の南階下の東方に植えられた山桜（左近の桜）から南に、左近衛府の官人が布陣した。実資は右大將として、殿下西方に植えられた橘（右近の橘）の南に布陣する右近衛府の官人を指揮したのか。

(3) 後左大臣内弁を右大臣に委ねて退出す。左丞相頗る惱氣有り

「風依疾発動、内弁付右府（藤原顕光）罷出」（『御堂関白記』同日の条）

(4) 大和守（源）頼親の時調ぜられて「頼親（生没年未詳）は清和源氏。源満仲の子で大和源氏の祖。「武勇人」「つは物」との評が高く、地方官の生活は、寛弘三年（一〇〇六）に大和守に任ぜられてから淡路・伊勢・信濃の国守を歴任すること本格化し、とりわけ生涯のうち三度に及んだ大和守の経験が頼親に大和に於ける一大勢力を築かせる結果となった。大和国吉野先住の国栖人が頼親に調ぜられた時というのは、頼親の大和守在任の第一度（寛弘三年（一〇〇六））寛弘六年（一〇〇九）の時であろうか。

(5) 去る夜左府卿相を引率し、し纏頭の事有り云々「上達部・殿上人教巡後参宮（彰子）御方、大夫献盃、教巡後有和歌事、人々酩酊、宮々御出、我参御前着、給御衣、皆取乍重持出、給傳（藤原道綱）・大夫・侍従中納言（藤原行成）・藤中納言（隆家）・左兵衛督（藤原実成）等、於庭中傅拜、次参殿上、退出」（『御堂関白記』寛弘八年正月三日の条）

(6) 小勘文の土代「こかんもんのどだい。定例の叙位は正月七日に行われるが、それに先立つ五・六日の叙位儀に於いて叙位候

補者が決定される。その候補者に係わる先例や年労などを調べたものを外記が上卿や関白に進める。これが「小勘文」で、その草案が「土代」である。

(7) 進むる所の小勘文を以って、伝奏せしむる所にて、専ら別の奏無し「この道長の返答に依れば、頭弁の指示（小勘文一通奏覧の由）は「然らざる事」になる。

(8) 右大臣下名を給ふ為に兀子に着くも、二省選参す「叙位の議の後、四位以下の叙人・任人の姓名を記した下名は、文官分は式部丞に、武官分は兵部丞に下すのであるが、その両者ともに出頭の刻限を逸しているのである。直ぐ後の条には、遅参して周章狼狽する兵部丞の醜態が活写されている。

(9) 内大臣已下外弁に出づ「正月七日は白馬節会である。

(10) 列を叙す「大日本古記」は、ここを「叙列云」と作るが、「叙列云」として「云」を不審とする「史料大成」に従った。「列を叙す」は位階順に座に着くの状か。

(11) 除書「じよしよ。官職任命の政務的儀式。中国では任官の辞令を除書・除目（じもく）といったが、日本では恐らく平安時代以降、「除目」の語がこの行事の称として用いられるようになった。

(12) 明日の上達部の料なり「十一日の条に「政始十四日より」と

あった、その政始の朝儀の饗料である。

- (13) 今日歩射の真手結ニ右近衛府の真手結である。「歩射」は「騎射」の対語か。

- (14) 節会の事ニ踏歌の節会である。正月十四日は男踏歌、十六日には女踏歌が行われた。

- (15) 内教坊ニないきようぼう。女樂を教習することを掌る令外の官の一。内教坊の活動が盛んであったのは延喜の頃までで、それ以後は、内教坊妓女（氏女を貢する中央貴族の子女、采女を貢する地方豪族の子女及び東西文部及び樂戸の帰化氏族の子女などによって構成され、師によって踏歌を主とする歌舞が教習された）は、正月の節会、宮中の内宴に歌舞を奏するだけのものとなった。

- (16) 重行すニじゅうこうす。位階毎に並び座するのである。

- (17) 内府の孫（藤原）公成ニふじわらのきんなり（九九九〜一〇四三）。中納言藤原実成の一男。母は播磨守藤原陳政（寛弘二年十二月二十一日の条を参照）女。祖父太政大臣公季の子となる。この年十三歳で元服叙爵。侍従、左兵衛佐、右少将、右権

中将等を経て寛仁四年（一〇二〇）藏人頭となる。長和四年

（一〇一五）七月備中守藤原知光女と結婚して知光の滋野井第に住んだので「滋野井の頭中將」とか「滋野井の別当」とか呼

ばれた。またその頃、小式部内侍との間に頼任が生まれている。

- (18) 加冠に馬二匹ニ「傳持来馬二匹」云、夜部内府（藤原公季）孫

（公成）元服、加冠率出物也、可立厩云々、留一疋」（『御堂

関白記』寛弘八年正月二十一日の条）

- (19) 棚前棚西ニほうぜんほうせい。棚の前または棚の西。「棚」

は「あずち」（塚・安土）で、弓を射る時、的の背後に土を

山形に築いた所。棚の前に鳥居形を立てこれに的を吊る。射塚

（しゃだ）、いくはどころ、南山、的山とも言う。

- (20) しばらく東の方に候すべきかニ『大日本古記録』はここを

「亦可候東方歟」と作るが「且可候東方歟」とある『史料大成』に従った。

- (21) 東の対の西を經ニこの「東の対」は校書殿の東の対か。『御

堂関白記』の同日の条に「有弓場初（これは「賭弓」の誤であ

ろう）事、左勝、中宮於南対覽之」とある。射場殿は、紫宸殿

の西、清涼殿の南、校書殿の東廂の北の二間の前方に張り出し

た東面する方一間の建物である。

- (22) 四府奏ニしふそう。左近衛府・左兵衛府・右近衛府・右兵衛

府それぞれの射手奏。

- (23) 置物御机ニ『大日本古記録』は、この前に「脱アルカ」と注する。

(24) 則ちこれ御前なり。この条不審である。

(25) 除書穢れを過ぐすべきの定め有る故なりと云々。道長の除目に不参の理由について、後に知り得た聞き書きの言葉である。

『小右記』は日並の記ではない。「乍立参大内、此間犬死見付罷出、次出河原為解除、除書間不有可参由申了」(『御堂関白記』寛弘八年正月二十二日の条)

(26) 申すべし。天皇の御意向を道長に、である。使に立つのは実資か。

(27) 次の大臣達に申すべしといへり。この申達は直ちに行われたようである。「右大臣承除目事、右府消息云、召仰明日参内仰之如何者、返事云、是例事、被明日仰何事哉」(『御堂関白記』同日の条)

(28) 而るを外宿の公卿参らるべきなりといへり。二十九日からの除目に備えるために、である。「外宿」は自邸に在ること。

(29) 「宮中に穢有り。これ人頭、板敷の下に置く」と。「従内蔵人(藤原) 惟任来門外仰、北对方有死人頭、可為穢敷者、令奏、是五体不具、七箇日穢也」(『御堂関白記』同日の条)

(30) 召仰せしめしおさせ。除目の事を関係諸司に告知して準備させること。除目に際しては、責任者となる大臣(主に主席の大臣即ち一の上が当たる)は、前日に勅を奉って外記に召仰せを

命ずるのである。

(31) 宣陽殿の座に擬するを以って。今は内裏焼亡の為、里内裏に在る。新造の内裏への還御は、寛弘八年(一〇一一)八月になつてである。

(32) 筥を引き下げ奉仕せらるべきなり。硯筥及び筥文を左大臣の座の前より右大臣の座の前に引き下げて除目を奉仕なさるべきである、の意。

(33) 若し内府の案の如くば、第三の人奉仕せらる。この条不審である。

(34) やや久しく進らず。文書が僅かに読和泉状の一通のみと言う余りの少量ゆえに、進ることを躊躇したか。

(35) 外国の掾がいこくのじよう。「外国」は畿内以外の国を言うか。掾はその三等官。

(36) 当年の二合として、内舍人を申さるる文。当年の年給の二合に相当するものとして、内舍人を申請されている文書、の意。

「二合」は普通には、年給で年官として与えられる。二分(主典・目・さかん)一人と一分(史生など)一人との二者を合わせて、三分(判官・掾・じよう)一人の任官を申請すること。

(37) 内舍人を望むと雖も、其の注は二分の代りと注すべきなり。内舍人を申請するとしても、申請し得るのは掾は一人・目は一

人であるから、其の注は二分（主典・目・さかん）の代りと注すべきである、の意。

(38) 密々に改め直し、武衛に付さしめ了んぬ。内密に一通に書き改めて、左兵衛督藤原実成に付託させることとした、の意。

「武衛」は兵衛府、兵衛督・佐などの唐名。寛弘八年当時、左兵衛督は内大臣藤原公季の男の実成（さねなり）であった。

(39) 大夫は骨肉なり。東宮当年の御給の御申文の起案者である東宮権大夫（懐平）は実資の実兄である。他人の謗難を慮って実資は実兄の為に御申文を改直したのである。

(40) 兩日に亘り。正月三十日と二月一日の兩日にわたって、の意。寛弘八年の正月は大の月である。

(41) 執筆の人申し加ふるの文有るか。下賜が後になつた外記を申す申文の中には、右大臣が加筆すべきものがあつたのか、の意。

(42) 取り遣る申文。 「取り遣る」というのは、宜陽殿内の議所へであるか。

(43) 兵部丞二人。第一は橘行順、第二は源光清。 「兵部丞二人」の欠員に対して、左兵衛府より献策者橘行順を第一候補、文章生出身の源光清を第二候補として推薦があつた、の意。

(44) 京官の除目候する所なり。三省（さんしょう）。太政官八省中の式部省、民部省、兵部省の称）の奏に当たる者が祇候するの

は、京官の除目の際である。除目始の初日に行われたのは受領功過定である。本二日の条には顕光の相次ぐ失錯のことが記されている。

(45) 今般に至つて悦びながら闕を取るべからず。 『史料大成』は「悦びながら」の条を不審としている。

(46) 仍つて闕官を入れず。大間に左大史を闕官と書き入れることはしなかつた、の意。

(47) 左大史二人転任し了んぬ。左大史二人を他より転じ任命した、の意。

(48) 件の事。この事は但波奉親朝臣を以つて、小槻奉親宿称の後任に奏任せんとする道長の雅意をさす。

(49) 大夫史。たいふのし。令制太政官の史の之首。太政官の左右弁官局には左右大少史各二人、計八人の史が属し、大史は正六位上を相当位としたが、平安中期以降、五位に昇進する者も現

れ、その筆頭は大史と称して、左右の別なく、史以下の弁官局の官人を統率して官中の庶務を掌理した。

(50) 若し天聴に及ばば。但波奉親が大夫史に任ぜられたと放言しているその事が、である。

(51) 本自大間に書き入る。 『大日本古記録』 『史料大成』ともに、ここを「本自書入大間」と作る。「本自」は「もとより」か。

52) 事不快に触ると云々〓頼通の機嫌を損じた、の意。

53) 巡方〓じゅんぼう。石帯の一。鈔(か。革帯・石帯の飾りの金具)が方形をなしたものの。有文と無文とがあり、玉・瑤瑠・犀角などで飾る。

54) 北辰及び挙哀〓ほくしん及びきよあい。「北辰」は北辰祭をいうか。北辰祭は、北辰(ほくしん。北天の星辰の意で北極星のこと)を祭る行事で、この祭儀は、王朝時代、中国より伝わり、天子自ら御灯を捧げ、庶民も盛んにこれを祭った。この祭りは人の運勢を守り、災難を除くと信ぜられていた。「挙哀」は葬式、または納棺後、死者のために声をあげて泣く礼をいう。

55) 経通朝臣〓つねみちあそん。藤原経通(九八二〓一〇五二)。藤原高遠(ふじわらのたかとお。九四九〓一〇一三)の同母弟であり、また藤原実資(九五七〓一〇四六)の同母兄である権中納言藤原懐平(ふじわらのかねひら。九五三〓一〇一七)の男。従って今、消息を取り交わしている高遠と実資にとつて、経通は共通の甥に当たる。寛弘八年当時、経通は従四位上権左中弁中宮権亮であった。

56) 仁王会の闕請の事〓「闕請」(けつせい)は「闕請僧」の謂か。仁王会の読師や講師などとして招請を受けながらも、それに出席のかなわない僧の事を言うか。ここは弁官として仁王会

に係わっている経通に、闕請の事を実資が言い送っているのがある。後の「所望」は、実資の望む所である。

57) 己宅の僧・右衛門督家の僧等を補ふ〓「己宅の僧」(おのれたくのそう)は経通家の僧。「右衛門督家の僧」は経通の父の懐平家の僧。経通は請僧の闕請の補いに当たって、宮中の行事に私的な措置をとっているというのである。

58) 請補無きは〓「大日本古記録」には「無請補」とある、「請補」(せいほ)は請僧を補うことか。勝算の推薦で、二人の闕請のうちの一人を補うべく言い遣ったのにも拘らず、経通は是に応じなかったというのである。

59) 迷に似たるのみ〓迷妄の者と断すべきである、の意。実資は追従を宗とする経通の言動には常に批判的であった。後年の事になるが、万寿四年(一一二七)には、関白頼通の方違宿所における余興に、当時、検非違使別当の重職にあつた経通が、十八歳の源師房(村上天皇の皇子具平親王の二男。寛仁四年(一一二〇)十二月、関白頼通の養子となって元服、源朝臣の姓を賜って臣籍に降った)と相撲を行っており、これを実資は経通の権力者に対する追従とみてやはり「彈指すべし」と『小右記』に記している。

60) かれこれ心中に以って追従の詞と為す〓ここを『大日本古記

録』は、「彼是心中以為追従詞」と作るが、『史料大成』は、これを「彼是心中、以為追従詞」（かれこれの心中は、おもえらく追従の詞ならん）と訓んでいる。これに依れば「追従の詞」は卿相達の道長に対する追従と実資が推量していることとなろう。

(61) 留まり給ふべからざるニ復穢ゆえ枇杷殿に留まりなざるべきではない。の意。

(62) 此の度の事を以つて恒例と為すべしニ度重なる穢ではあるが、これを解除して、御嶽に立参入することを恒例とすべきである、の意。「依有犬産触穢、出東河解除」（『御堂関白記』寛弘八年三月二日の条）。

(63) 一日河頭に臨まるの間ニ右の注(62)に見る三月二日の記事に続けてまた、次のように見える。「出東河解除」（三月五日の条）。

(64) 穢の以前ニ鳥相集まると云々ニ『大日本古記録』は、三月六日の条に頭注して「道長解除セントシテ又怪異アリ」とある。

(65) 異に依る所為かニ「依異所為歟」（異に依り為す所か）とも訓み得る。済信僧都の長斎の事は、道長の身辺に起つた怪異からの厄を避ける為のものであつたか、の意。この事について、道長は、六日、七日、八日と口を閉ざしているが、九日になつ

て次のように記している。「此日定南山事、人々云、触穢近出来時、延期日参上、而件穢甚近、可延期日者、而今年南忌方王相時、依可重忌、延参不能、仍以使可奉御明・御経等種々御物也、可为仁和寺僧都（済信）使」（『御堂関白記』寛弘八年三月九日の条）。なお、道長が南山（吉野の金峰山寺ニ金峰山にある金峰山修験本宗の本山。役小角の創建になる修験道の中心道場）の参詣に拘つたのは、極楽浄土への往生を願つての事と思われる。『小右記』の後の三月二十七日の条にも、「土御門の堂に於いて、等身金色の阿弥陀並びに百卷の阿弥陀経を供養す。偏に往生極楽の為なりといへり」の記事が見える。

(66) 石清水臨時祭ニいわしみずりんじさい。石清水八幡宮（京都府八幡（やわた）市に在る男山八幡宮。祭神は応神天皇ら三座。貞観元年（八五九）宇佐八幡を勧請。歴代朝廷の崇敬篤く、鎌倉時代以降、源氏の氏神として武家の崇敬も深かった。伊勢神宮、賀茂神社と共に三社の称がある）で、ほぼ隔年の三月中旬の日（二午の時は下午の日）に行われていた祭。承平・天慶の日、賊徒平定報賽（ほうさい。お礼参り）の為、天慶五年（九四二）勅使を派遣したのが起源で、天禄二年（九七一）より永例となつた。養老四年（七二〇）創始の放生会（ほうじょうえ）が恒例であるのに対して、臨時であるゆえ、かく呼んだ。

賀茂祭を北祭と呼ぶのに対して南祭と呼ばれた。祭に先立ち、宮中の清涼殿で天皇出御のもと、東遊の舞・試楽があり、当日は宮中で東遊の舞が行われた後、勅使以下八幡宮に参向、神楽を奉納した。

(67) 為清宣命を書き『大日本古記録』は、ここを「為清奉宣命」と作るが、「為清重宣命、○重桑本作主、今按書歟」とある『史料大成』に従った。

(68) 兩人盃を酌みて後『盃を酌む』とあるのは、八幡宮に参向する勅使に酒をつぐのである、か。後々の条の「盃を酌む」も同じ。

(69) 舞人次第に上達部の辺に進み盃を受く『御堂関白記』には、「天陰、不雨降、臨時祭、使（藤原）兼綱、舞人六位六人」（寛弘八年三月九日の条）とある。

(70) 重ね盃かさねさかずき。大・中・小三個の杯をかさねて一組としたもの。或は、何杯も酒を飲むこと。

(71) 但し古実は『大日本古記録』は、ここを「但承古実」と作るが、「但承古実」と「永」に不審を示す『史料大成』に従い、「永」を衍字とみて置く。

(72) (藤原) 中尹ふじわらのなかただ。生没年不詳。大納言藤原懐忠の男。懐忠の男重尹（しげただ。九八四〜一〇五一。極

官は従二位、中納言）は異母兄か。蔵人、右衛門権佐、三河守備前守等を歴任、従四位上まで昇る。道長が懐忠に馬を贈る使を務めたり、齋院御禊の前駆を命じられた際、馬を道長に借りたりしていることから、道長の家司的な働きをした人物の一人と思われる。

(73) 藤原懐忠ふじわらのかねただ（九三五〜一〇二〇）。大納言藤原元方の九男。寛弘六年（一〇〇九）には従二位大納言民部卿の地位にあったが、男重尹の右中弁任命を申請し大納言を辞し、以後民部卿の地位にとどまる。が、大納言辞退後は「籠居之人」と言われ、事実上過去の人となっていたとみられる。本条の九年後の寛仁四年（一〇二〇）に薨去、八十六歳。

(74) 中尹・頼兼舞を奉るべからず（とも）『中尹は、父懐忠の危急（重き煩ひ）のゆえ、頼兼は、兵庫助（兵部省の管轄下にある兵庫寮（つはものくらのつかさ）の次官）舞を奉るの事聞かざるのゆえにである。

(75) (藤原) 能信ふじわらのよしのぶ（九九五〜一〇六五）。道長の五男。母は源明子。室に内大臣伊周の女がいる。寛弘三年（一〇〇六）十二歳で元服。本条の時点では十七歳。侍従右

兵衛権佐。寛弘八年六月十三日蔵人に補される。
(76) (藤原) 実経ふじわらのさねつね（九九八〜一〇四五）。

権大納言藤原行成男。寛弘六年（一〇〇九）十二歳で元服。本条の時点では十四歳。

(77) 御前に度りて召し仰すべきか。ゝ何処にこれを仰すや。能信・実経の兩人舞を奉仕すべしの御意を天皇の御前に行つて仰すべきであると思われるのに、公信にその行為は見られなかつた。何処に於いて兩人に御意を伝えたのか、の意。結果的に兩人は六人（「舞人六位六人」（『御堂関白記』寛弘八年三月九日の条）の中に入つて舞つていたのであろう。

(78) 章信の勸事。九日の石清水臨時祭当日の勅使等遅参の責を問われたのである。前条の「藏人頭道方朝臣召しに応じ、使等を召すべきの由を奉じて退下し、藏人（藤原）章信をして召さしむ。ゝやや久しく使等参らず」を参照。

(79) 東宮に射有り。居貞親王のもとでの賭弓の催しである。次条の十三日の条を参照。

(80) 雑物及び種々の物等を遣られんとするの間。『大日本古記録』は、ここを「欲被遣雑布及種々物等之間」と作るが、「欲被遣雑布（物カ）及種々物等之間」とある『史料大成』に従つた。

(81) 腫物重ねて発し慎むべし。『尋清来云、僧都消息云、依先日命、可参南山、而日来有□劳事、非可参上、為之如何者』

（『御堂関白記』寛弘八年三月十二日の条）。

(82) 「（賀茂）光栄・吉平等を召しゝ使を奉らるべからざる由」

と。実資のこの言を承けて道長も陰陽師に件の件について問うている。「召陰陽師等問云、件精進不快事度々出来、奉使如何、ト云、奉使事不吉也、停使」（『御堂関白記』寛弘八年三月十二日の条）。

(83) 今日相府初めて魚味を嘗むと云々。長斎を続けていたのである。

(84) 仍つて子細を申し了んぬ。前の条にある「（賀茂）光栄・吉平等を召し占ひ勸へしめらるるに、使を奉らるべからざる由」を道長に伝えて呉れるようにと、亮範に申し入れたのである。

この前の注記(82)の道長の行為は、実資のこの助言を受けてのものであったか。

(85) 昨日青宮（居貞親王）。『大日本古記録』は、この下に（脱アラン）と注記している。この日は、東宮で賭弓の事があつたのである（この前の注記(79)を参照）。

(86) 藤中納言。寛弘八年当時、藤家の中納言は、隆家（三十三歳）、時光（六十四歳）といふが、ここは次条の左衛門督（藤原頼通二十歳）の上席である隆家であろう。

(87) 預。『史料大成』は、この条を不審としている。なお「大蔵

卿」は、藤原正光（五十五歳）、「左兵衛督」は、藤原実成（三十七歳）である。

88) 募るに小鮎云々杖云々を以つてす||賭弓の参会者を募るに当つて、東宮は小鮎や杖（参加料の類か）を持参するように言われたものか。「杖」は不審である。「史料大成」は「募以小鮎云々、杖云々」と訓んでいる。

89) 射る者科に中らず||「科（か）」は「あな・くほみ」で、競射の的を言うか。

90) 右兵衛督||非参議従三位源憲定である。

91) 大宰の相撲の牒||大宰府で催される相撲の節会について、その開催の事を申告して来た公文書。

92) 土用の間誡は土を犯さずと雖も、公事を行ふべからず||曆法では、立夏の前、立秋の前、立冬の前、立春の前それぞれ十八日を、春の土用、夏の土用、秋の土用、冬の土用と言った。今は春の土用か。その土用の期間は壁塗りなどの事は避けるべきであるが、垣が顛倒したままでは朝廷の行事を執行出来ない。それ故壁を塗るべし、の意。

93) また申の方に当るか||「申の方（さるのかた）」は、西（「酉の方」（とりのかた））から南（「午の方」（うまのかた））へ三〇度の方角を言う。その方角に顛倒した垣はあった

か。その「申の方」に今、「大將軍」（たいしようぐん。曆の八將軍の一。太白（金星）の精で、この神の方角は三年ふさがるとして万事に忌む）がいるので、その遊行の間に壁を塗るべきだと、後の条にある。

94) 兼国・公卿給||「兼国・（けんごく）」は、本官の外に国司を兼任すること。「公卿給（くぎょうきゅう）」は、大臣以下参議に支給された年給。

95) 西大寺塔の実検文||十九日の条の、内裏の垣顛倒と同じような被害に逢つたものか。

96) 御前の僧||南殿（紫宸殿）とは別に清涼殿に於いて営まれている春季の御読経に奉仕している僧。

97) 威儀師||いぎし。法会の時、衆僧を指導し、威儀を整える役割。

98) 頭弁に仰すに、かれこれ云ふ、く威儀師に仰すべからず||法橋慶算を以つて御前の御導師を奉ぜしむるといふ帝の仰せは、頭弁が仲介して仰すのではなく、直接威儀師に仰せらるるのが先例ではないか、の意。

99) 緑衫の日||「緑衫（ろくさん・ろうそう）」は六位の官人が着た緑色の袍で、其の緑衫を着る六位の位階を得た日に、の意か。次条の「芳心」は、忠誠心の意。

- (1) 「或女、夢に必ず死する由」といへり。『史料大成』は、ここを「或女、夢右相府、今年十一月七日必死由者」と訓んでいる。『大日本古記録』は、「或女」「右相府」の下の読点は、いずれもこれを付していない。顕光が薨ずるのは、本条より十年後の治安元年（一〇二二）七十八歳の時である。
- (2) 最勝王経を講ぜらるる最勝会である。金光明最勝王経を講説し、国家の安穩を祈る法会。宮中御齋会。
- (3) 則ち鐘を打ち。ここを『大日本古記録』は、「剋（脱アルカ）打鐘」と作るが、「刻（則敷）打鐘」とある『史料大成』に従った。
- (4) 作法例の如し。ここを『大日本古記録』は、「作法如前」と作るが、「作法如前（例カ）」とある『史料大成』に従った。
- (5) 今日の参入、左大臣。『公家被初最勝講、参入』（『御堂関白記』寛弘八年三月二十四日の条）。
- (6) 偏に往生極楽の為なりといへり。『前略』供養佛経、是只為後生也、作願文、（大江）匡衡作、非非自、多云現世事、仍令改直、等身阿弥陀佛・同経百卷也、今年可重慎、而所修多是為現世也、此度只思後生。（『御堂関白記』寛弘八年三月二十七日の条）。
- (7) 右宰相中将（兼隆）。『藤原兼隆』（ふじわらのかねたか）。
- (8) 三位中将（藤原教通）。『藤原教通』（ふじわらののりみち）。
- (9) 但し両僧都は、殊に仰せて食の座に預る。ここを『大日本古記録』は、「但両僧都殊抑預食座」と作るが、「但両僧都殊抑（仰カ）預食座」とある『史料大成』に従った。『前略』僧立後留二僧都上達部饗座、令向座、進饌。（『御堂関白記』寛弘八年三月二十七日の条）。
- (10) 殺さるる者の方人死人を荷ひ。ここを『大日本古記録』は、「知之被殺者方人荷死人」と作るが、「知之被殺者方人荷死人」と訓み、「知之」を不審とする『史料大成』に従い、「知之」を割愛した。『金屋の書』の書名は「三平」。
- (11) 今朝左衛門志清榮を差し遣りとかくを申す。前の条に「別當

即ち使の官人を遣る」とある。

(12) 右中將(藤原)頼宗||「藤原頼宗」(ふじわらのよりむね)。

九九三(一〇六五)。道長の二男。母は左大臣源高明女明子。

寛弘元年(一〇〇四)元服。侍従、左右少將、右中將、美作権守等を経て、本条の寛弘八年には非参議となる。時に十九歳。

(13) 今日参入の諸卿、右大臣||「従夜雨下、子時許歎、昨日人々散後下、感悦不少、依有可慎日、最勝講結願不参」(『御堂関白記』寛弘八年三月二十八日の条)。

白記』寛弘八年三月二十八日の条)。

(14) 十齋||じっさい。「十齋」は十齋日(じっさいにち)で、一箇月のうち、諸天王が四天下を按行・視察するという特定の十日をいう。この日に八齋戒を守り、配当された仏名||一日には

定光仏、八日には薬師如来等||を念ずれば、罪を減し福を増すという。

(15) 御元服有らば、||便宜有るか||故花山院の宮達(第一皇子は

清仁親王(？)一〇三〇)。第二皇子は昭登(あきなり)親王

(九九八(一〇三五)である)の御元服に当って指揮を仰ぐべ

き行成卿は三条天皇の御即位の際、威儀役を奉仕され、それによて加階される。その行成卿に皇子御元服の事をサポートしてもらうのは好都合ではないか、の意か。将来に予定されていることを仮定として言ったものか。

(16) 何ぞ況んや論実服親に坐さざるに於いてをや||「何ぞ況んや

論(あげつら)ふに実(まこと)に服親にまさざるに於いてを

や」と訓むべきか。ここを『大日本古記録』『史料大成』とも

に、「何況論実不坐(座)服親」と作る。

(17) 但し冷泉院の御戸に入り給ふ。仍つて従父兄弟と申すべく||

花山院の皇子は両親王とも、花山出家後の皇子ゆえに、共に祖

父冷泉の養子となった。ために冷泉の弟円融の皇子である一条

と両親王は従父兄弟(じゅうふけいてい。父方のいとこ(従兄

・従弟)の間柄となる。

(18) 行成か||寛弘八年当時の皇太后宮大夫は公任である。行成は

皇太后宮権大夫である(『公卿補任』寛弘八年の項)。

(19) 「己に両事有り。重なるに依りこれを行ふ由を仰せらるべ

し」といへり。||道長の見解である。一条天皇の御讓位と三条

天皇の御受禪(踐祚)——前帝の讓位を受けて即位すること。先

帝の崩御あるいは讓位の直後に行われる。もと即位と同義で

あったが、桓武天皇の時より別の日に行うことが常例となった。

(20) 三条天皇の御即位の儀は、寛弘八年十月十六日に行われること

になる(『御堂関白記』寛弘八年十月十六日の条)——と二つ

の事は既に行われている。ゆえに、相撲の節会の事は行なう旨

を朝廷では仰せ下さるべきである、の意か。一条天皇の御讓位

と三条天皇の御受禪のことは、寛弘八年六月十三日に取り行われている（『御堂関白記』寛弘八年六月十三日の条）。

(20) 仍って院の御事を以って仰せ下さるべし。道長の見解もあることであり、相撲の節会を停止するのであれば、一条天皇崩御のそのことの一事を理由として停止のことを仰せ下さるべきである、の意。

(21) 御心喪。 「心喪（しんそう）」は、喪服は着ずに、心だけで喪に服すること。

(22) 諸人難有るか。 「難」は難儀の意。後に実資が答えて、「御穢に籠候し給ふ事、理然るべからず。其の故は、新帝未だ万機に臨まざるの間、巨細の事を執行せしむるに、傍に其の人無し。而るを御忌穢に籠り給ふは如何」と言っている。

(23) 頗る甘心の氣有りて、素服を着らるは、案有るべきの事なり。縁につながる身として、素服を着るのは当然の事としても、その時に当っては身を慎重に処すべきである、の意か。後に「素服を給はると称して、行幸に扈從せざるは、便無かるべきか」と実資は言っている。「甘心（かんしん）」は、心に納得すること。一条天皇は道長の娘婿である。「素服」は喪服、「案」は思案の意。

(24) 「彼の行幸の日々参入すべし」。一条天皇の喪中である故か。

(25) 輕服。ききょうぶく。遠い親族の喪に服する時に着る喪服。後の吉服（きつぷく）は、凶服、即ち喪服を脱いで、常の服となること。

(26) 入礼の諸卿参入すべからず。八月十一日に、一条天皇の七七正日の御法会に参る諸卿は、三条天皇の新造内裏遷幸への扈從はかなわない、の意か。

(27) 気色をみせしむる後。道長の意向を伺ったうえで、の意。

(28) なかんずく藏人頭を経るの人達は其の心有るべきか。なかでも天皇に近侍して来た藏人頭の経歴を持つ人達は、巻纒参院の心得を持つべきである、の意。

(29) 披露せしめんが為なり。諸卿に披露させるのである。御葬送に扈從しなかつた事を、後に失態として指弾されないように配慮するのである。

(30) 廢朝。はいちよう。天皇が朝廷の政務に臨まないこと。日食や二親等以内の喪などの場合に行われる。また、大臣などの死をいたんで、天皇が政務を執るのを一時止めるのを輟朝（てつちよう）という。

(31) 今日遺詔を送らるるの次いでに、召仰せらるべきか。今日、一条天皇の遺詔（いししょう。帝王の遺言）を奏上された際に、廢朝の日数等の事は、三条天皇より御言葉があるであろうか。

の意。後に、「又今日より五箇日、廢朝すべきの由、宣旨を下され已に了んぬ」とある。

32 (藤原) 公信ニふじわらのきんのぶ(九七七〜一〇二六)。

太政大臣為光の六男。長徳元年(九九五)叙爵。侍従、右兵衛佐、少納言、右少将、美作権守、内蔵頭等を歴任し、寛弘六年(一〇〇九)蔵人頭、長和二年(一〇一三)参議となり、従二位権中納言に至る。公信は異母兄斉信に比べ官僚的資質には乏しかったが、和歌には一応のたしなみを持ち、寛弘八年の一条天皇の葬送に際しては挽歌を詠んでいる。また侍従時代の屈託なげな有様は『枕草子』第九十五段からうかがうことが出来る。

33 典法有り。須く先例に任せてこれを行ふべしニここを「大日本古記録」は、「典法有□、須任先例行之」と作るが、「典法有、須任先例行之」と訓む『史料大成』に従った。

34 昨日の諸卿の定めはなはだ不当なりニ七日の日の諸卿の僉議(せんぎ)。「僉」はみなの意で、多人数の評議、衆議をいう。

は、御心喪の間の定めであったのにも拘らず、廢朝の日数の事にばかりかかずらつて、評議は御心喪の定めには至らなかつた。

35 陽成院の例に至つては、讓位の事非ざるに依りニ陽成天皇には元来奇矯な振舞いが多く、「悪君之極」(『略記』寛平元年八月十日の条)、「物狂帝」(『皇年代略記』)などと評され、

その退位に際しても「病弱説」(『日本三代実録』)、「落胤説」(天皇は在原業平と高子との落胤であるとの見地から、在原氏への政權を阻止するため、基経が退位に追い込んだとする見解)、また「権力闘争説」(源定省(のちの宇多天皇)を猶子とした藤原淑子(高子の異母妹)が基経と連携し、定省擁立を計り、高子との権力闘争の結果、天皇を退位に追い込んだとする見解)などその退位の背景については、定説をみていない状況であるが、時康親王(光孝天皇)への讓位の事は史実に明らかであり(『日本三代実録』元慶八年(八八四)二月四日の条)、この条「讓位の事非ざる」の記述は不審である。

36 御本服ニ「本服」(ほんぶく)は、本来の服喪の期間の意か。

令制に於ける喪葬令に依れば、親族の死が衆孫・従父兄弟姉妹・兄弟の子の場合の服喪期間は七日と定められている。三条天皇の父帝冷泉天皇(第六十三代・在位九六七〜九六九)は、一条天皇の父帝円融天皇(第六十四代、在位九六九〜九八四)の同母兄であり、従つて三条と一条は従父兄弟の間柄となる。

37 迎火の役ニむかえびのやく。貴人の葬礼の折、棺を墓所まで先導するために照らす火をあずかる役目の人。

38 巖陰ニいわかげ。石陰とも。山城国葛野郡内、現在の京都市北区衣笠鏡石町の地名。西園寺の東、北野北部の地。この地に

大岩あり、鏡石のごとく光を放つによって、石影から転じた称という。葬送の地として知られ、一条・三条両天皇また小一条院女御寛子、同じく道長女で後朱雀天皇妃嬉子らがここで荼毘に付された。紙屋川の上流に在り、七瀬祓の霊所の一つとしても知られる。

〔39〕 俊賢・行成・兼隆・正光素服を給はるる。〔俊賢〕は、醍醐源氏、源高明の男。道長室明子は実姉。〔行成〕は、一条朝の四納言の一人で藏人頭時代には特に一条の信任が厚かった。〔兼隆〕は、道兼の二男。父の死の直前十一歳で元服、加冠は叔父の道長であった。〔正光〕は、兼通（兼家の兄）の六男。四名は、道長周辺恪勤上達部のそれぞれとして、道長に重んぜられ、道長の強力な支持者として知られていた。

〔40〕 御骸骨参議正光へ参議此の役を奉仕すること、往古聞かず。頸に懸け奉る。次条七月十日の条によれば、御骨齋僧の役は、初めの定めでは、内藏頭公信となっていたが、その彼が衰日の為に、その役を果し得ず、参議正光の奉仕するところとなったようである。公信は斉信の弟。七月八日の条及び注記〔32〕を参照。

〔41〕 前大僧都院源相ひ副ひて、金輪寺に置き奉るべく。一条天皇の火葬骨の安置については、後の条に「或云ふ。御骨円成寺に安置し、来月二日金輪寺辺に埋め奉るべしと云々」とあり、ま

た七月十一日の条には「又（頭弁）云ふ、〔院の御骨、初め金輪寺に置くべく定む。而るを改め定めて尚円成寺に安置す。三箇年を過して円融院に置き奉るべし〕といへり」とあり、更にまた七月十二日の条には「故院御存生の日、仰せられて云ふ、〔土葬の礼を行はるべし。又御骨円融院法皇の御陵の辺に埋め奉るべし〕といへり。而るを忘却し其の事を行はざるを、相府

思ひ出し又歎息す。仍って御骸骨暫く円成寺に安置し奉り、三箇年へ大將軍西方に在りてを過して、円融院法皇陵の辺に移し奉るべし。（後略）」とある。「円成寺」は洛東、東山の椿ヶ峯の西麓（現在の京都市左京区鹿ヶ谷宮の前町の辺り）にあった寺。同寺は別当に、真寂（醍醐天皇の弟斉世親王の法号）以来、明信・禎喜らのような大徳が補され、仁和寺の有力な院家として高い格式を誇っていた。「金輪寺（こんりんじ）」は、九条家冊子本『中右記』裏文書にある『撰津国正税帳案』及び『回国出挙帳案』にその名が見えるが、文書所載の諸寺には京都の寺院の名も見え、同寺も京都在の寺院と思われるが、その所在を確かめ得ない。

〔42〕 命ぜられて云ふ。一条院の御葬送に必ず候すべき身の不参の不届きを実資に言っておくと、道長は言われた、の意。

〔43〕 御骨に副ふ権僧正慶円へ申し参らず。初めの定めでは、一条

院の火葬骨をお守りするのは慶円と定められていた。それが歩
行困難を理由にして参入せず、為に御骸骨の守護のことは院源
のつとめるところとなっていたのである。

44) 御禪位の後未だ政を始めざるの間官符を賜はるべからざるに
依り〓〓〓〓を『大日本古記録』『史料大成』ともに、「依御禪
位」讓位」(『史料大成』)後未始政之間、不可賜官符」と訓
んでいるが、「政之間」の下の読点には従わなかった。

45) 天慶九・寛平九年等の例〓〓天慶九年(九四六)四月二十日朱
雀天皇讓位、成明親王(村上天皇)受禪。四月二十八日村上天
皇即位(『日本紀略』)・寛平九年(八九七)七月三日宇多天
皇讓位、敦仁親王(醍醐天皇)受禪。七月十三日醍醐天皇即位
(『日本紀略』)

46) なほ事を視ざるの内に在り〓〓この条は前条の「御禪位の後未
だ政を始めざるの間」と同意か。この前後の条は、固関を国司
に付すの事は一条院の御葬送の後に行わるべきであるが、その
御葬送が終っても、三条天皇の政治がまだ始まっていないうち
にこれを行うのは不適切ではないか、の意か。

47) 斯の事左府の奏し定むる事なり〓〓この度の勅命は先日の諸卿
の評定を経過したうえで道長がその趣旨を奏上して決ったこと
である、の意。

48) 其の日記〓〓固関のことについて天慶九年の先例を史の文永が
勘注した、その勘注に引用されていた日記。次条の「天慶九年
四月二十六日と云々。〓〓只宣旨を下すのみと云々」がその日記
の内容である。

49) 固関使の覆奏使〓〓こげんしのふくそうし。固関(天皇の讓位、
天皇・上皇の崩御、太政大臣薨去などの大事が起った時、勅令
により諸国の関所を警護させた、そのこと。これは、摂関政治
の確立に伴い、次第に儀式化し、平安中期には単なる儀式とし
て行われるようになり、本来の、乱の東国波及防止の意味は失
われた)使に依る勅令の下達の成否をとり調べて天皇に奏上す
る使。

50) 内印の政〓〓内印(ないいん)は天皇の印。少納言が監し
て、五位以上の位記、諸国に下す公文書に押した。天皇が即位
して政務を執られることをいうか。

51) 曩の時〓〓さきるとき。或は「曩時(どうじ)」。さきごろ。
さきの日。むかし。比較的遠いとき、比較的近いとき、いずれ
にも用いる。

52) 須く今二箇日を加へ、御心喪と為すべし〓〓七月八日の条及び
注記(36)を参照。

53) 初め諸卿の定め道理を失ふに似たり。更めてまた〓〓兼ねて定

めらるべき事なり。廃朝の事ばかりを定めて、御心喪のことに定めが至らなかつた諸卿の先の評定は道理を失するものであつた。かと言つて今になつて廃朝の五日に二日を加えて七日を御心喪にあてようという道長の提案はいかなものか。本来、御心喪の事は前もつて定めるべき事である、の意。

54) 土殿ツチどの。貴人の近親・配偶者らが素服を着て喪の間住む建物のこと。天皇が住む場合は倚廬ともいふ。宮殿では、平素の建物の渡殿や廊下の板敷を取りはずして土間を土殿とした。

55) 凶事は勅を改むる無く、ゝ為す術無きの事なり。凶事に當つては勅文を改変することはならず、かと言つて、今更日も所も変更することは出来ない。手の打ちようがないの意。

56) (藤原) 為任ゝふじわらのためとう(？ゝ一〇四五)。大納言濟時の男。異母姉に城子(城子。すけこ。三条天皇皇后。但し、三条の東宮時代、城子の先には摂政藤原兼家女綏子(やすこ)、関白藤原道隆女原子(もとこ)が、また後には左大臣藤原道長女妍子(きよこ)が次々と東宮に参り、大納言の女である城子は始終彼女たちの権勢に押され不遇であつた)がいた。民部大輔在任中の長和元年(一〇一二)——本条の翌年——姉の三条天皇立后に際し兄弟の縁からこれに奉仕し、亮に任ぜられた。

実資は為任を「僕従」と記していることから、実資の家司的役割を果たしていたと考えられる。

57) 凶事の定め両度に及ぶべからざるか。方忌のため、中宮の土殿移御の日を七月十七日に改めることとなつた。十七日、戊子、巳四剋中宮(彰子)御土殿、自御在所戌亥方、ゝ依有御在所方忌也。『御堂関白記』寛弘八年七月十七日の条)。今回はこれで致し方ないが、今一度の改変はなすべきではない、の意。

58) 一本御書所ゝいっぽんごしょどころ。平安中期から宮中で「一本御書」を収蔵した所。一本書とは孤本を意味する。『西宮記』八によれば、世間の稀観書を各々一本書写して侍従所の南にあつた当所に収納した。その職員には、公卿別当のもとに預・書手などがいた。

59) 月奏ゝげつそう。がつそう。参議以上及び天皇近侍の官僚らの毎月の上日(出勤日数)を天皇に上奏する儀。毎月一日、少納言が内侍所について、参議以上及び少納言・外記・弁官・史の前月の上日を奏し、左近陣より出居侍従、内記などの上日を奏した。また蔵人が殿上及び諸所諸陣の月奏を行った。これらは頭要の官または天皇に近侍する官職であるために、特にその上日を上奏したとみられる。なお、皇太子・三后に対する近侍者たちの上日の報告は月啓と呼ばれた。

- (60) 案内を預隼人正元に召し問ふに、告げ申して言ふ〳『大日本古記録』は、ここを「召問案内預隼人正元吉、申云」と作るが、「召問案内預隼人正元、告申云」とある『史料大成』に従った。
- (61) 仰せしめて云ふ〳『大日本古記録』は、ここを「含仰云」と作るが、「含(令カ) 仰云」とある『史料大成』に従った。
- (62) 方事〳ほうじ。語意は、「地方のこと」がら或は、その方面の「事」をいう。
- (63) 一所の事〳一本御書所の事。
- (64) 下官の案たまたま相見〳「下官の案」は実資自身の月奏の原案か。「相見」の「相」は接頭辞とみる。
- (65) 清涼抄〳せいりょうしょう。天暦元年(九四七)前後の成立とみられる勅撰の宮廷儀式書。『清涼殿記』『清涼記』とも。
- 村上天皇の親撰本と藤原師尹の加注本が流布したようである。
- 年中行事(二巻か)と臨時儀式(三巻か)より成る、後統の「藏人式」や「新儀式」と共通点の多い儀式書であったとみられる。
- (66) 心喪の装束〳しんそうのしょうぞく。これについては、後の七月十七日の条に、「心喪服」として、「朽葉色下襲・青鈍色袴云々」の割注がみえる。
- (67) とかくの間只彼の定め〳に在り〳「彼」は道長をいう。とかく

- の論議で決着をみない時には、すべて道長の裁定に依拠して来た、の意。
- (68) 資平侍従相共に〳退帰すと云々〳「侍従」は藤原行成。「立ち乍ら」は、鈍色を着ていなかったがゆえ、である。
- (69) 左兵衛督〳参議藤原実成である。
- (70) 皇太后宮大夫〳行成〳『大日本古記録』『史料大成』ともに、割注を「行成」とするが、不審。行成は、寛弘八年当時、皇太后宮権大夫であり、皇太后宮大夫は、公任である(「公卿補任」)。
- (71) 案内〳あない。薨奏の案内(式次第などか)。
- (72) 朱雀院の御時の殿上の侍臣〳へ上達部〳の服を着る等の間の日記〳朱雀法皇が三十歳の壮年で薨ぜられたのは、天暦六年(九五二)八月十五日のことである。割注の天暦六年九月二十五日・二十六日・十月十八日の定めは、その服喪中の侍臣の着服等について定めたものであろう。
- (73) 皇太后宮大夫〳行成〳この割注を『大日本古記録』『史料大成』ともに、「行成」と作るが、これは前条の七月十六日の条と同じく「公任」の誤りである。
- (74) 返しは書杖〳に請ふと云々〳薨奏の上奏文を天皇から御下賜の時には書杖につけていただく、の意か。原テキストは「返請書

杖云々」（『大日本古記録』）、「返清書杖云々」（『史料大成』）とある。

(75) 奏に着くべからざるの事〓この「奏」は、内大臣が、御即位の日を勘申するための上奏の席である。この上奏は、有国の薨奏のために延引となった。

(76) 頭弁に案内するに〓資平より告送されていたことを、頭弁に直接に確認するのである。

(77) 齡艾年を過ぐる人、一族に非ず〓俊賢は齡既に五十歳を過ぎ、人として分別の盛りにあるべきであるのに、若年の如き醜態を演じている。だが、彼はわが族ではない。無視するに若かず、の意か。「艾年（がいねん）」は、五十歳。髪がもぐさのように白くなるのである。俊賢は寛弘八年当時、五十三歳であった。

(78) 御前〓故一条院の霊前。

(79) 近日頻りに讒舌有れども〓「近日」は、一条院御念仏の日の今ではない。御念仏の日に俊賢を目撃して、皆から聞いていた事を思い出しているのである。七月十八日の日も、そうであったのだろう。

(80) 皇太后大夫へ行成〓〓『大日本古記録』『史料大成』ともに、このように作るが、正しくは前条の通り「皇太后宮大夫へ公任」とあるべきところである。

(81) 定頼朝臣を除かると云々〓一条院の七七忌御法会に際し、その僧前の奉仕に当って定頼が除外されたのは、定頼に一条院に対する「等閑の事」が有った為か。七月十八日の条を参照。

(82) はた許さずの氣有るか〓前記僧前の奉仕に、公任と実資が定め宛てられることがなかったのは、道長の不興を買った為か、の意。道長の不快の事は、前条に「十日、辛巳、晚頭参院、皇太后宮大夫（藤原）へ公任〓参会云、詣左府御宿所談、被命云、兩人不候御葬送、不可然云々、就中大将（藤原実資）必可候也、頗有不快之氣色云々」とあった。尤も実資に対する不興の事は、「十五日、（中略）亦不候御葬送御共之事、一日以委旨談春宮大夫（齊信）、即達相府、有和顔氣之由有示送也」とあったのだが。

(83) 尊号〓そんごう。天皇、太上天皇、皇后、皇太后など、尊貴を尊んで呼ぶ称号。後の条の「院号（いんごう）」は、天皇の追号（死んだ後に、生前の功績を称えて送る称号。おくりな）。

(84) 延長の例〓後の条に「延長八年の例」とあるように、延長八年（九三〇）九月二十九日に崩せられた醍醐上皇（四十六歳崩）に係わる前例である。

(85) 官符・宣旨の間か〓院号の発布は、詔勅（天皇が意志を表示する文書。詔書と勅書と勅語）に依るのではなく、太政官符又

は宣旨（天皇の命を伝える公文書）に依るものである、の意。

(86) 故殿の御日記Ⅱ実資の祖父、藤原実頼（ふじわらのさねよ）の『清慎公記』（『水心記』とも）。

(87) 左相国参内し、雑事を奏聞するに、く撓め給ふべからずと云々Ⅱ道長の奏聞を受けて、三条天皇はそれに不同意の御意向が強く、道長もそれを強制なさることは出来なかった、の意。三条天皇は、外叔父道長（三条の母超子（とおこ）は、道長と同じく、兼家を父、時姫を母とする）と反りが合わず、両者の間には確執が絶えなかったことはよく知られている。

(88) 頭の馬頭（藤原通任）Ⅱふじわらのみちとう（九七三〜一〇三九）。大納言濟時の息男。小一条左大臣師尹の孫。三条天皇の東宮時代に春宮亮を務め、寛弘八年（一〇〇一）天皇踐祚に伴い、右馬頭で蔵人頭となる。同年七月禁色雑袍を許され、十二月に参議となる。

(89) 貪欲謀略其の聞え共に高きの人なりⅡ俊賢は道長の最も強力な支持者の一人であり、道長からも「勤公人に勝る」と評価され、また行成・公任・斉信とともに一条天皇朝の四納言と称えられたが、一方、頼るべき後見を持たない俊賢は自らの才能を可能な限り売り物とし、地位を築いていったかにも見えるのである。

(90) 果して予の言有りⅡ貞信公（藤原忠平）が太政大臣を拜するのは、第六十一代朱雀天皇（在位・九三〇〜九四六）の承平六年（九三六）八月のことである。公季のいう醍醐朝に於いては太政大臣は闕官となっている。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第四編のはじめに当たるもので、『小右記』の寛弘八年（一〇一一）正月から七月まで（但し、四・五・六の三箇月はその記事を欠く）、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十五歳の春から秋にかけての四箇月間に相当する、その間の日記の訓読である。

寛弘八年は、六月十三日に一条天皇讓位、居貞親王（三条天皇）受禪、六月二十二日、一条上皇没（三十二歳）、十月十六日、三条天皇即位という御代替りの年に当たる。当然の事ながら、日記には両帝に係わる記事が多く見える。

なお本稿は、『紀要・第三十号』に発表の『小右記訓読稿第三編（三）——寛弘二年（一〇〇五）九月から十二月までと、寛弘五年（一〇〇八）七月から十二月までの十箇月間の訓読——に継続するものである（『大日本古記録』のテキストでは、寛弘六・七年（一〇〇九・一〇一〇）の二年間の記事は、これを欠いている）。

The Fourth Volume of the Japanese Reading of *Shoyuki* (1)

Terumi Matsubara

Abstract

This is the first part of the fourth volume of a research product by a circle of people interested in reading ancient journals. This research presents the Japanese reading of the part of the *Shoyuki* Diary, which covers four months—from January through July in the eighth year of Kanko (1011) (no journals were found in April, May, and June). The period corresponds to spring through summer by the lunar calendar. The writer, Minister of the Right Sanesuke Fujiwarano in Ononomiya, was then fifty-five years old.

This is a sequel to the former paper published in the thirtieth volume of *Research Bulletin of Takamatsu University*. Any comments on this research are quite welcome.

(12.22.1998)

高松大学紀要

第 31 号

平成11年 3月15日 印刷

平成11年 3月19日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064